

西尾市 | 第2期 | 子ども・子育て支援計画

令和2年度～令和6年度

にっこり しあわせ おとなも子どももいっしょに育つまち にしお



はじめに

「住みたいまち」を実現するためには、子育てしやすい環境や満足度の高いサービスの提供により、「子育てをするなら、やっぱり西尾市」と思ってもらえるように若い世代を中心とした移住定住を図ることが何より大切だと感じています。

少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応し、子どもとその保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために、国において、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立しました。幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から実施されています。

西尾市においても、平成27年3月に「西尾市子ども・子育て支援計画」を策定し、3歳未満児保育や放課後児童クラブの充実、保育料無償化への対応、子育て世代包括支援センターの開設、養育支援家庭訪問事業や障害児保育等の拡大など、様々な子育て支援の施策に取り組んできました。

この計画は、5年ごとに見直しを行う必要があり、このたび「第2期西尾市子ども・子育て支援計画」を策定いたしました。この計画に基づき、地域における多様な子ども・子育て支援の充実を図るとともに、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行い、子育て支援対策について積極的かつ総合的な取り組みを推進してまいります。

最後になりましたが、子ども・子育て支援等ニーズ調査にご協力をいただいた皆様、また「西尾市子ども・子育て会議」委員の皆様にご心からお礼を申し上げますとともに、今後とも計画の推進にあたり、市民の皆様には一層のご支援ご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和2年3月



西尾市長 中村 健

目 次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけ	4
第2章 西尾市の現状	5
1 少子化の動向	7
2 家庭の状況	10
3 子どもの状況	19
4 主な子育て支援施策等の状況	21
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	33
2 基本的な視点	34
3 基本方針	35
第4章 施策	37
1 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	39
2 地域における乳幼児の子育て支援の推進	42
3 次代を担う子どもがいきいきと育つ環境づくり	48
4 特別な支援が必要な子どもへの対応などきめ細かな取組の推進	54
5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	59
第5章 計画の推進に向けて	63
1 推進体制	65
2 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業計画	65
3 主要事業等	89
第6章 資料編	91

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の背景

我が国において少子化が進んでおり、平成 30 年の合計特殊出生率は 1.42 と、人口を維持する 2.07 を大幅に下回っています。少子化の原因は、晩婚化・未婚化と言われていましたが、近年では夫婦の出生力そのものの低下がみられます。

核家族化の進行、女性の社会進出の増大、都市化の進行、地域の人間関係の希薄化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このように人々の意識や家庭・地域・職場の環境が変化する中で保護者が子どもを産み育てることに多くの困難を伴い、子どもが健やかに育つことへの不安が大きい社会であることが、少子化の進展として現れているといえます。

このため、行政、地域、企業など社会全体が協力して、子どもの成長と保護者の子育てを支援することが非常に重要な課題となっています。

○国の取り組み

政府においては、「少子化社会対策基本法」に基づき、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備など総合的な少子化対策を推進しています（令和元年版「子供・若者白書」）。

平成 24 年 8 月には子ども・子育て支援法等が制定され、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援の新たな制度（幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する制度）に移行しました。また、令和元年 10 月から、3 歳～5 歳児までの幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する子どもたちの利用料が無償化されています。

○愛知県の取り組み

県においては、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画として「あいち子育て・子育て応援プラン」を平成 17 年 3 月に策定し、平成 22 年 3 月に「あいち はぐみんプラン」として改定しています。平成 27 年 3 月には、「あいち はぐみんプラン 2015～2019」として、子ども・子育て支援事業支援計画、子どもの貧困対策推進計画及び児童虐待防止基本計画を一体化した、子ども・子育てに関する総合的な計画を策定しています。

令和元年度には、「あいち はぐみんプラン 2015～2019」を改定し、子ども・子育て支援施策の一層の充実を図る見込みです。

○西尾市の取り組み

本市においては、平成 17 年 3 月に西尾市次世代育成支援行動計画を策定し、総合的な取り組みを推進しています。平成 22 年 3 月に見直し、平成 23 年には市町村合併に伴い、再度見直しを行っています。子ども・子育て支援法等の制定に伴い、平成 27 年 3 月に「西尾市子ども・子育て支援計画」を策定しています。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

この計画は、「子ども・子育て支援法」の第 61 条第 1 項の市町村子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」の第 8 条第 1 項の市町村行動計画、「健康増進法」の第 8 条第 2 項の市町村増進計画の一翼を担う健やか親子 21 計画にあたり、本市が子ども・子育て支援に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的方向とその具体的施策を示したものです。

また、「第 7 次西尾市総合計画」を上位計画とし、「健康にしお 21 計画」、「西尾市障害者計画」、「西尾市男女共同参画プラン」など市の各部門別計画との整合性を図っています。

(2) 計画の期間

「子ども・子育て支援法」において 5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が定められており、この計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とします。

(3) 計画の対象

子どもの権利条約、児童福祉法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法等に基づき、この計画が対象とする「子ども」とは、18 歳未満を想定しています。

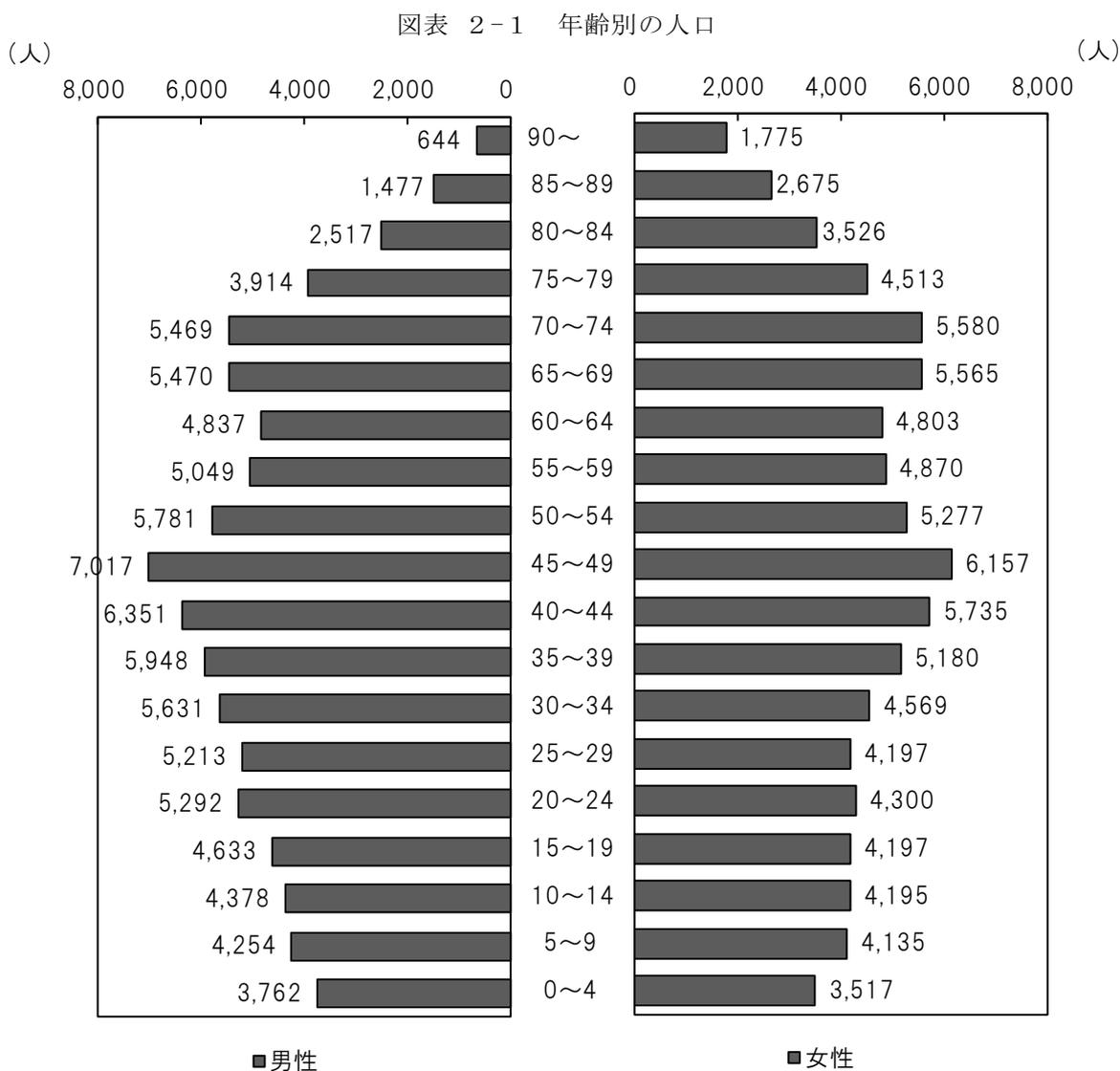
第2章 西尾市の現状

1 少子化の動向

(1) 人口

年齢別の人口は、男女ともに45～49歳が最も多くなっています。

本市の居住期間については、25～29歳と30～34歳で「1年未満」「1年以上5年未満」の合計が5割近くとなっており、就職、結婚、新築等で市外から転入する人が多いことがうかがわれます。



資料：西尾市「住民基本台帳・外国人登録」（令和元年10月1日）

図表 2-2 居住期間

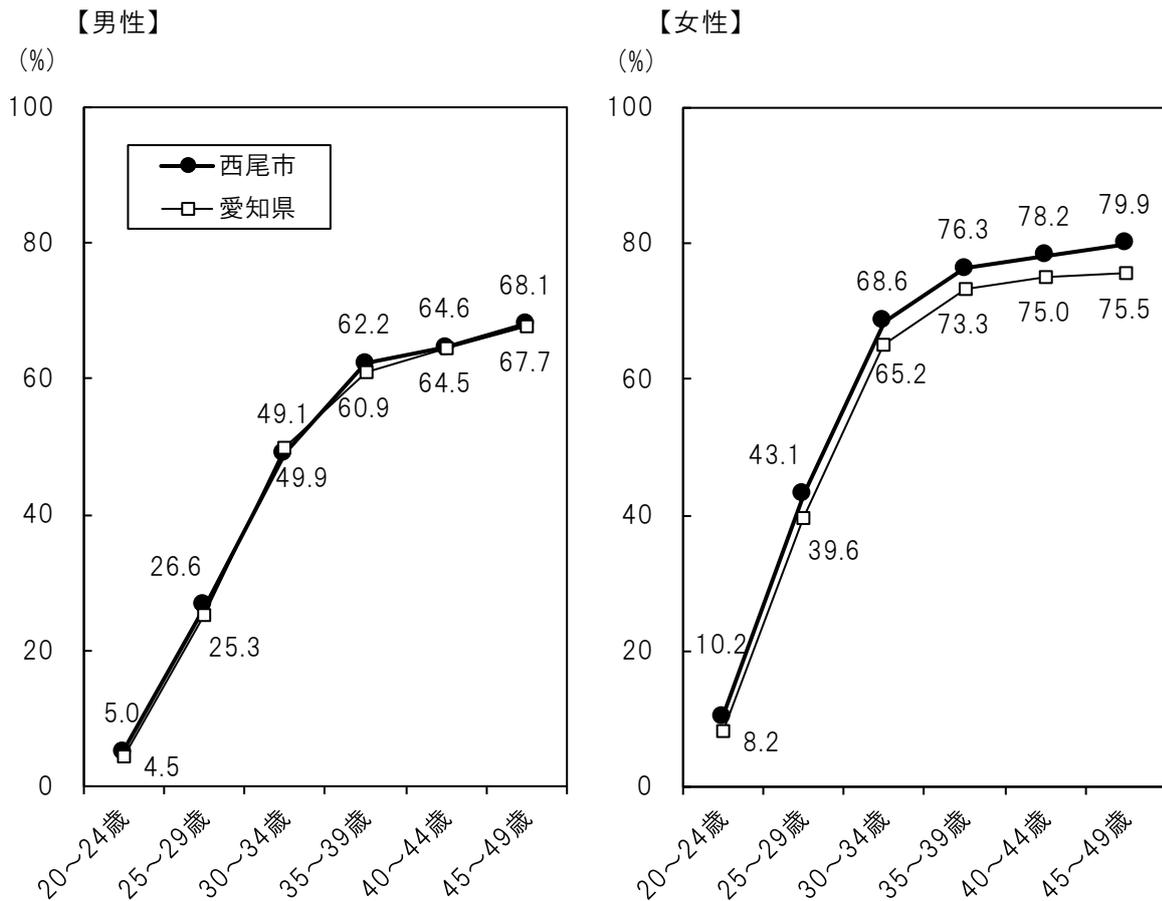
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	無回答・ 不詳
20～24歳	11.6%	17.4%	6.0%	63.8%	1.2%
25～29歳	16.3%	31.0%	7.0%	44.1%	1.6%
30～34歳	12.6%	36.7%	15.9%	33.5%	1.3%
35～39歳	7.0%	27.3%	25.8%	39.1%	0.8%

資料：総務省「国勢調査」（平成27年）

(2) 婚姻

本市の婚姻率をみると、30～34歳で男性は49.1%、女性は68.6%です。愛知県と比べると、女性の婚姻率がやや高い傾向がみられます。

図表 2-3 婚姻率



資料：総務省「国勢調査」（平成27年）

(3) 出生

合計特殊出生率は、1.56で現在の人口を維持するための2.07を下回っています。愛知県と比較すると、やや高くなっています。

図表 2-4 合計特殊出生率

	西尾市	愛知県
平成29年	1.56	1.54

資料：西尾市

(4) 人口推計

保育サービスの必要量を算定するため、コーホート変化率法を用いて、本市の令和2～6年の性別・年齢別の10月1日現在の人口を算出しました。

○推計方法

平成27～30年の10月1日時点の人口データを用いて、コーホート変化率法により、本市の0～17歳の人口を推計しました。出生数は、本市の年齢別女性の出生率（平成28～29年）に、年齢別女性の推計人口を乗じて算出しています。

○推計結果

推計結果は次のとおりです。児童数は令和元年の29,319人から緩やかに減少し、令和6年には28,829人になる見込みです。

年齢別にみると、0～5歳と6～11歳は徐々に減少する一方、12～17歳はやや増加する見込みです。

(人)

	0～5歳	6～11歳	12～17歳	合計
令和元年(実績)	8,933	10,234	10,152	29,319
2	8,799	10,252	10,296	29,347
3	8,720	10,103	10,352	29,175
4	8,563	10,100	10,402	29,065
5	8,518	9,879	10,518	28,915
6	8,518	9,664	10,647	28,829

注：10月1日時点

2 家庭の状況

(1) 子どものいる世帯

本市の核家族世帯の割合は、6歳未満の子どものいる世帯で77.0%、18歳未満の子どものいる世帯で70.6%です。愛知県と比べると低くなっています。

6歳未満の子どものいる世帯の割合は11.7%、18歳未満の子どものいる世帯は28.0%です。愛知県と比べると高くなっています。

図表 2-5 核家族世帯の割合

	西尾市	愛知県
6歳未満	77.0%	87.8%
18歳未満	70.6%	84.2%

図表 2-6 子どものいる世帯の割合

	西尾市	愛知県
6歳未満	11.7%	9.9%
18歳未満	28.0%	23.9%

資料：総務省「国勢調査」（平成27年）

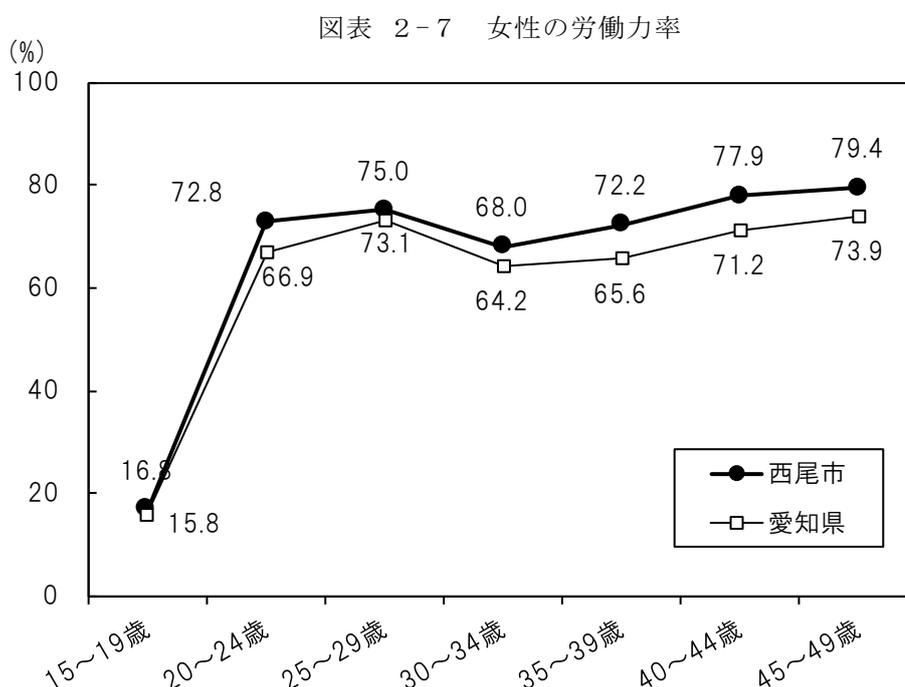
注：一般世帯対象

(2) 就労状況

本市の女性の労働力率は、各世代で愛知県より高くなっています。ただし、30～34歳で低下しており、妊娠・出産・育児で仕事から離れる人が一定数みられます。

本市の就業者に占める雇用者の割合は男性で78.3%、女性で81.0%です。男性は「正社員」が64.0%と多く、女性は「パート・アルバイト」が43.7%と多くなっています。

市民が従事する産業をみると、「第2次産業」が44.0%、「第3次産業」が48.1%です。愛知県と比べると、本市は第2次産業の割合が高いことが特徴です。



図表 2-8 就業者に占める雇用者の割合

	男性			女性		
	雇用者計	正社員	パート・アルバイト	雇用者計	正社員	パート・アルバイト
西尾市	78.3%	64.0%	10.6%	81.0%	34.4%	43.7%
愛知県	79.8%	66.0%	11.2%	84.5%	35.3%	45.3%

図表 2-9 市民が従事する産業

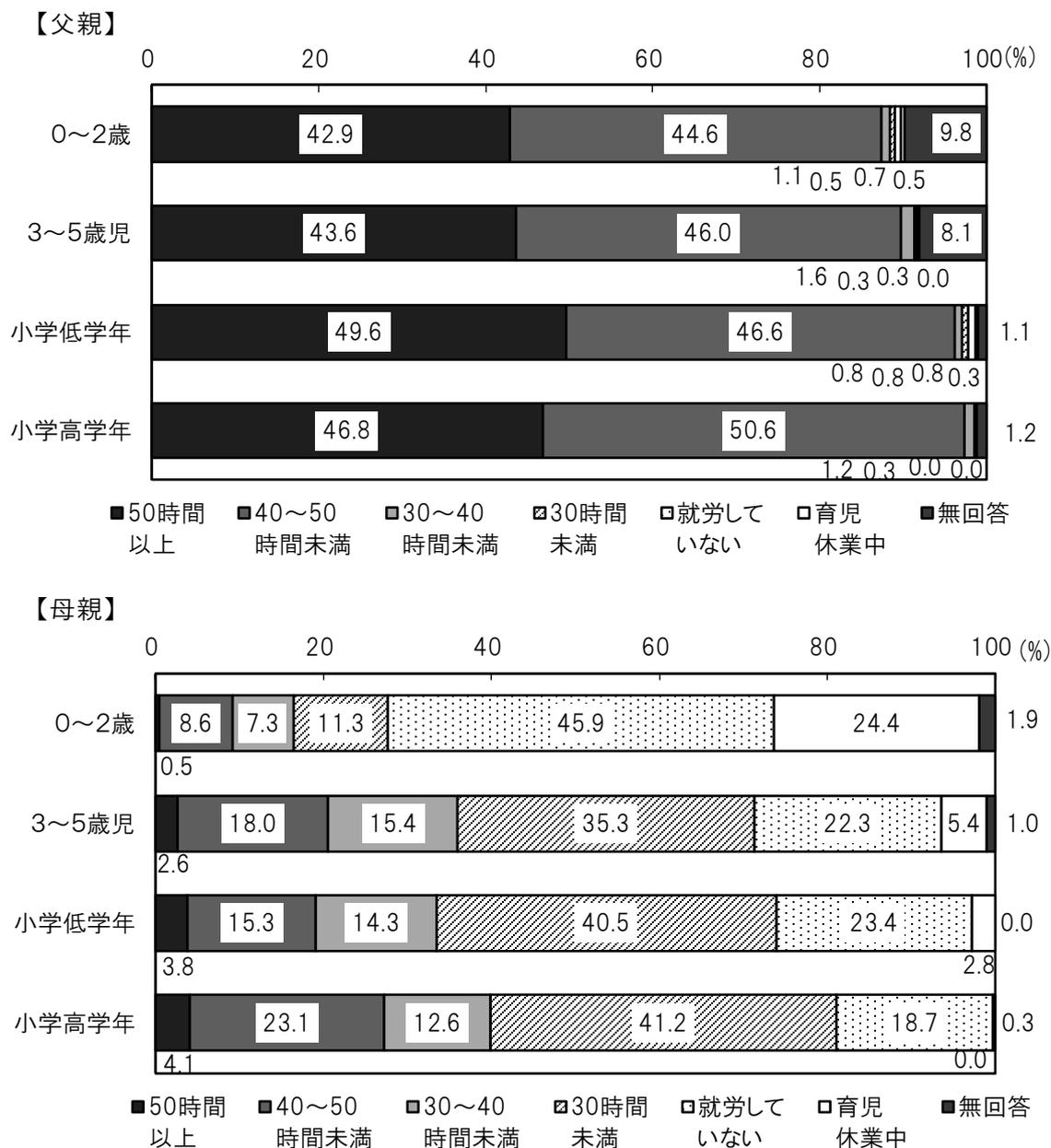
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	他・無回答
西尾市	5.7%	44.0%	48.1%	2.2%
愛知県	2.1%	32.0%	61.3%	4.6%

資料：総務省「国勢調査」(平成27年)(図表2-7～2-9)

(3) 保護者の就労状況

就労者の1週間の平均就労時間をみると、父親は4割以上の方が「50時間以上」と回答しています。一方、母親は3～5歳児で働く人の割合が上昇しています。

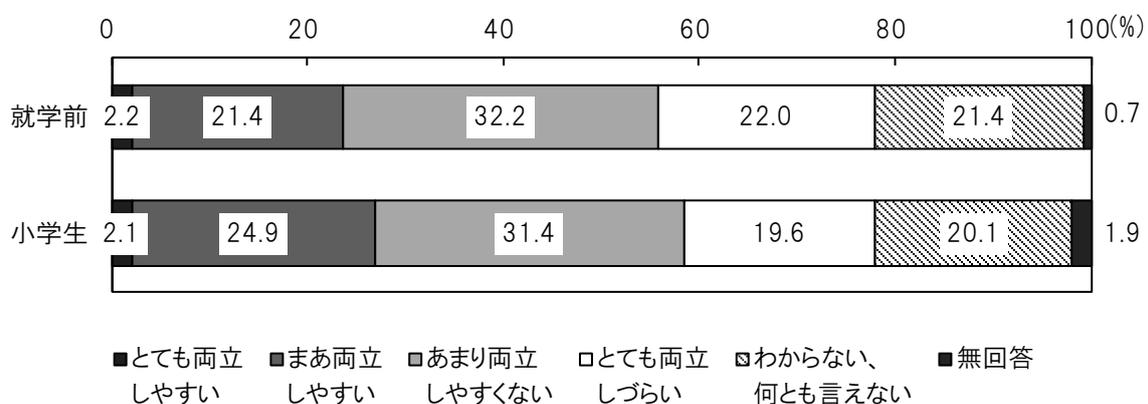
図表 2-10 1週間の平均就労時間



資料：西尾市「子ども・子育て支援等ニーズ調査」

仕事と家庭の両立環境について、「あまり両立しやしくない」「とても両立しづらい」の回答が多くみられ、「とても両立しやすい」と答える人はわずかです。

図表 2-1 1 仕事と家庭の両立環境



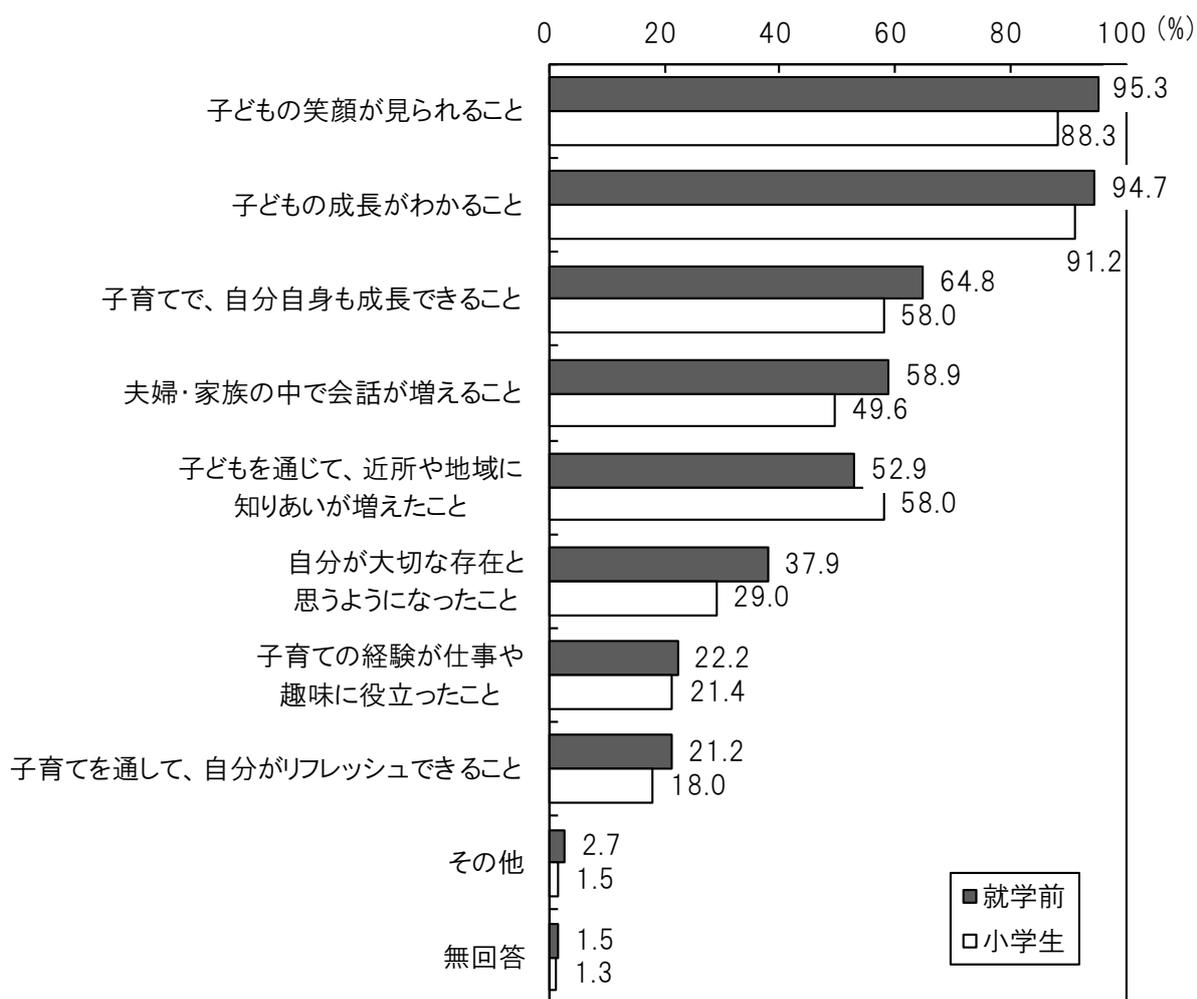
資料：西尾市「子ども・子育て支援等ニーズ調査」

(4) 子育ての楽しさ・不安

ア 子育ての楽しさ

子育てをして良かったこと、楽しいことについては、子どもの笑顔、子どもの成長など子どもに関するものの回答率が最も高くなっています。これらに加え、自分自身が成長した、夫婦・家族の中で会話が増えた、近所や地域に知り合いが増えたなど保護者自身・家族・地域など様々な広がりがあることが確認できます。

図表 2-1 2 子育てをして良かったこと、楽しいこと



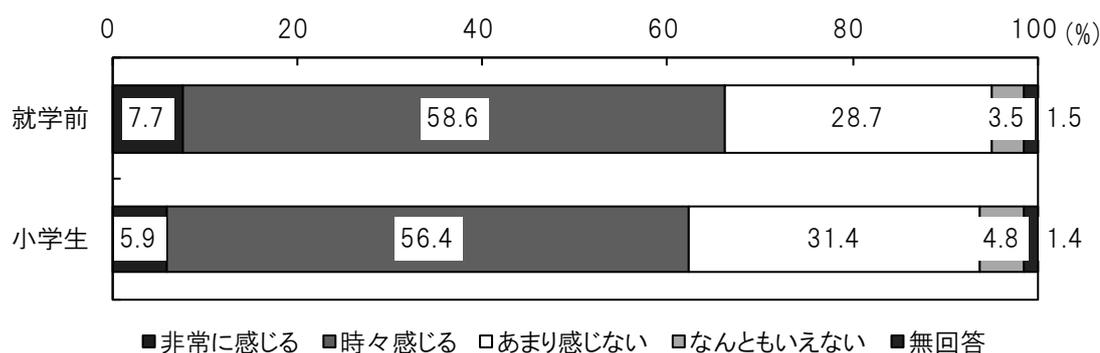
資料：西尾市「子ども・子育て支援等ニーズ調査」

イ 子育ての不安感・負担感

就学前児童、小学生の保護者の6割以上で、子育ての不安感・負担感を感じています。

子どもの育て方で不安なこととして、しつけ、子どもの心、病気や発育・発達、教育があげられています。子育ての負担感・悩みについては、自分の時間がないこと、身体の疲れが大きいこと、出費がかさむことなどへの回答が多くなっています。

図表 2-13 子育ての不安感・負担感



図表 2-14 子どもの育て方で不安なこと

	就学前児童の保護者	小学生の保護者
第1位	しつけ 54.7%	子どもの心 55.7%
第2位	病気や発育・発達 48.2%	教育 53.9%
第3位	教育 47.5%	しつけ 40.5%

図表 2-15 子育ての負担感・悩み（そう思うの回答率）

	就学前児童の保護者	小学生の保護者
第1位	自分ひとりの時間がない 34.3%	出費がかさむ 31.4%
第2位	身体の疲れが大きい 28.4%	身体の疲れが大きい 20.1%
第3位	出費がかさむ 26.1%	自分ひとりの時間がない 19.2%

資料：西尾市「子ども・子育て支援等ニーズ調査」（図表 2-13～2-15）

図表 2-16 子どもを虐待していると思われる親の割合

4か月児	1歳6か月	3歳児
9.2%	24.5%	42.3%

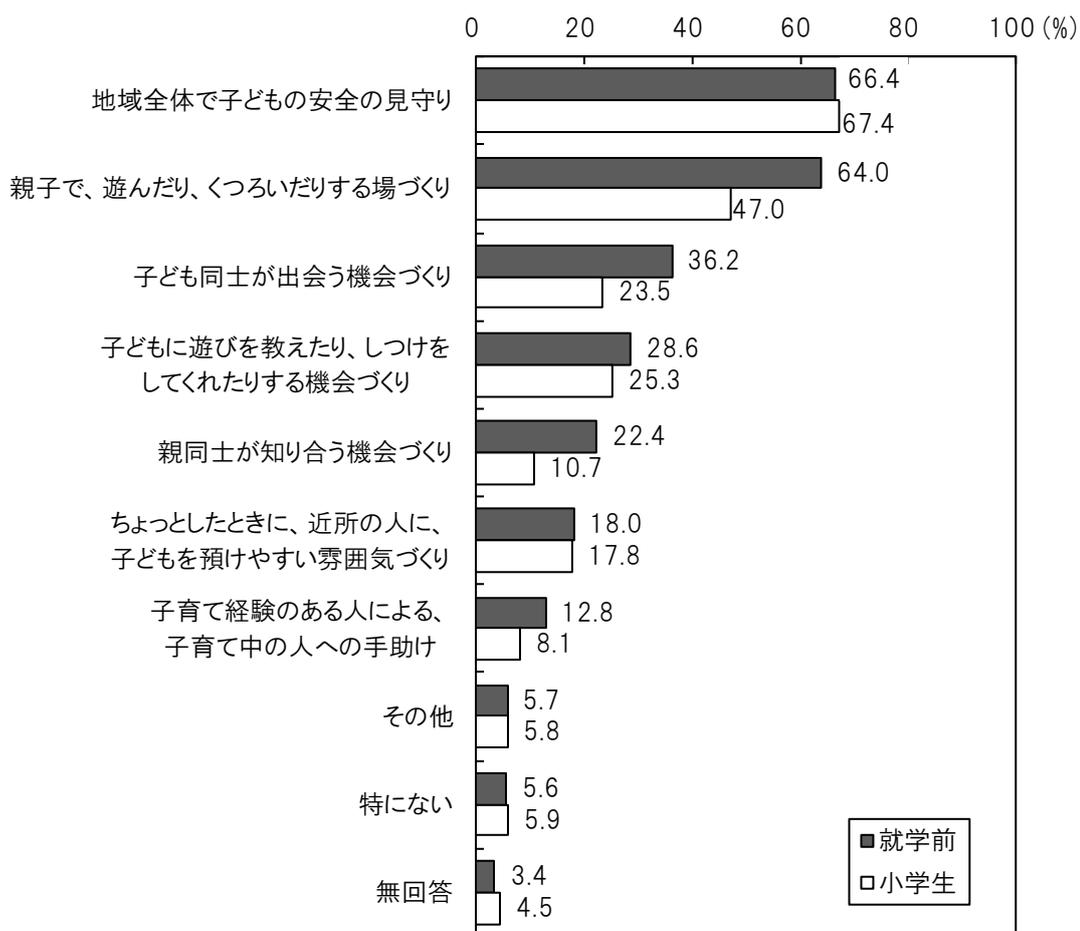
資料：西尾市「乳幼児健康診査問診項目」（平成29年度）

(5) 子育て支援への要望

ア 地域が取り組むこと

就学前・小学生ともに、子どもの安全の見守り、親子で過ごす場の提供について多くの人が地域に求めています。また、子ども同士が会う機会、子どもに遊びを教えてもらう機会、親同士が知り合う機会など、様々な機会づくりも期待されています。

図表 2-17 地域が取り組むこと

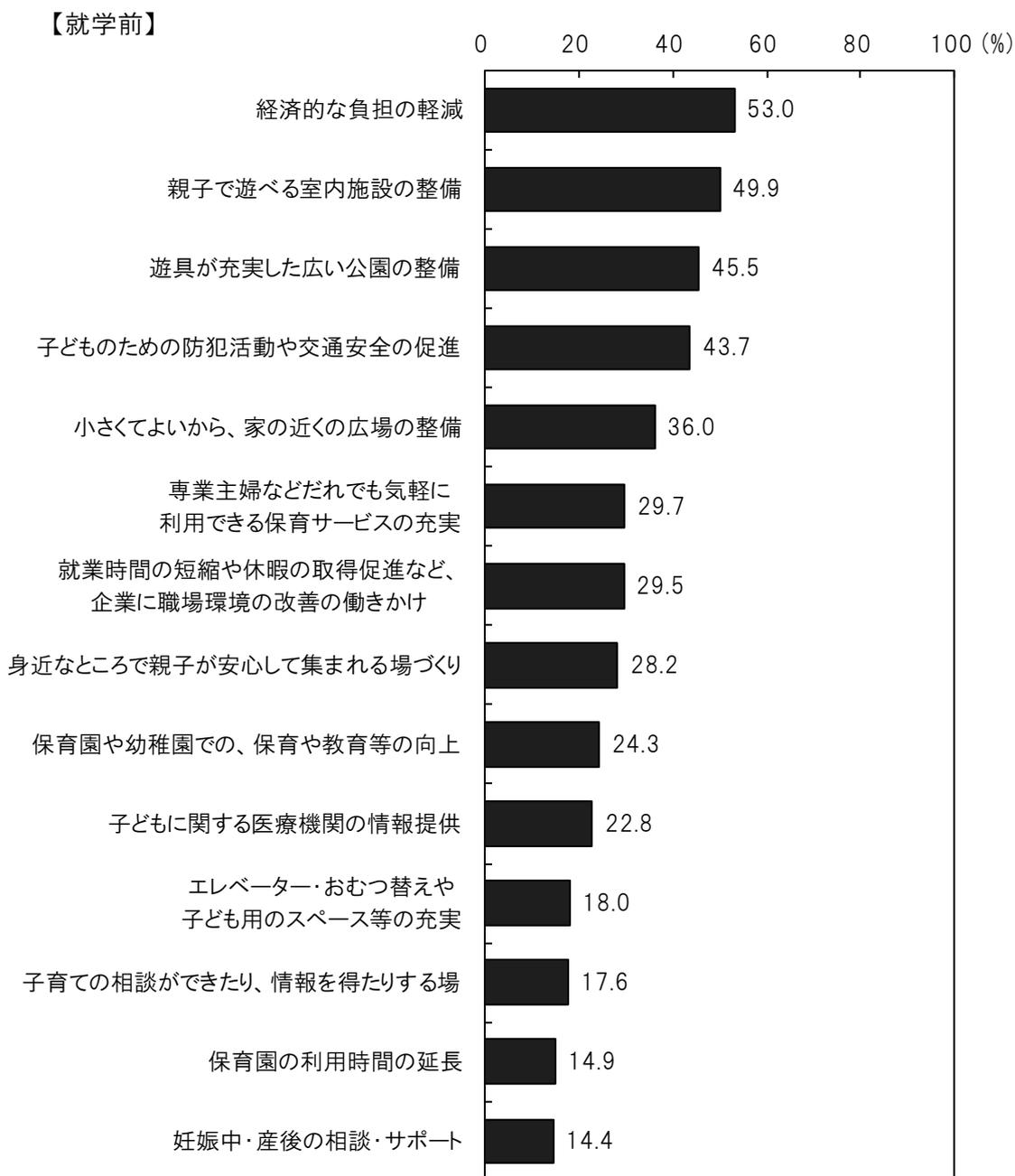


資料：西尾市「子ども・子育て支援等ニーズ調査」

イ 行政が取り組むこと

行政が取り組むこととして、就学前・小学生ともに、経済的な負担の軽減、防犯活動や交通安全の推進を求める人が多くなっています。また、就学前では、公園・広場や室内の遊び場の整備、だれでも気軽に利用できる保育サービスなど、小学生では、学校での心の教育・社会性を身につける指導・学力指導などに取り組むことが求められています。

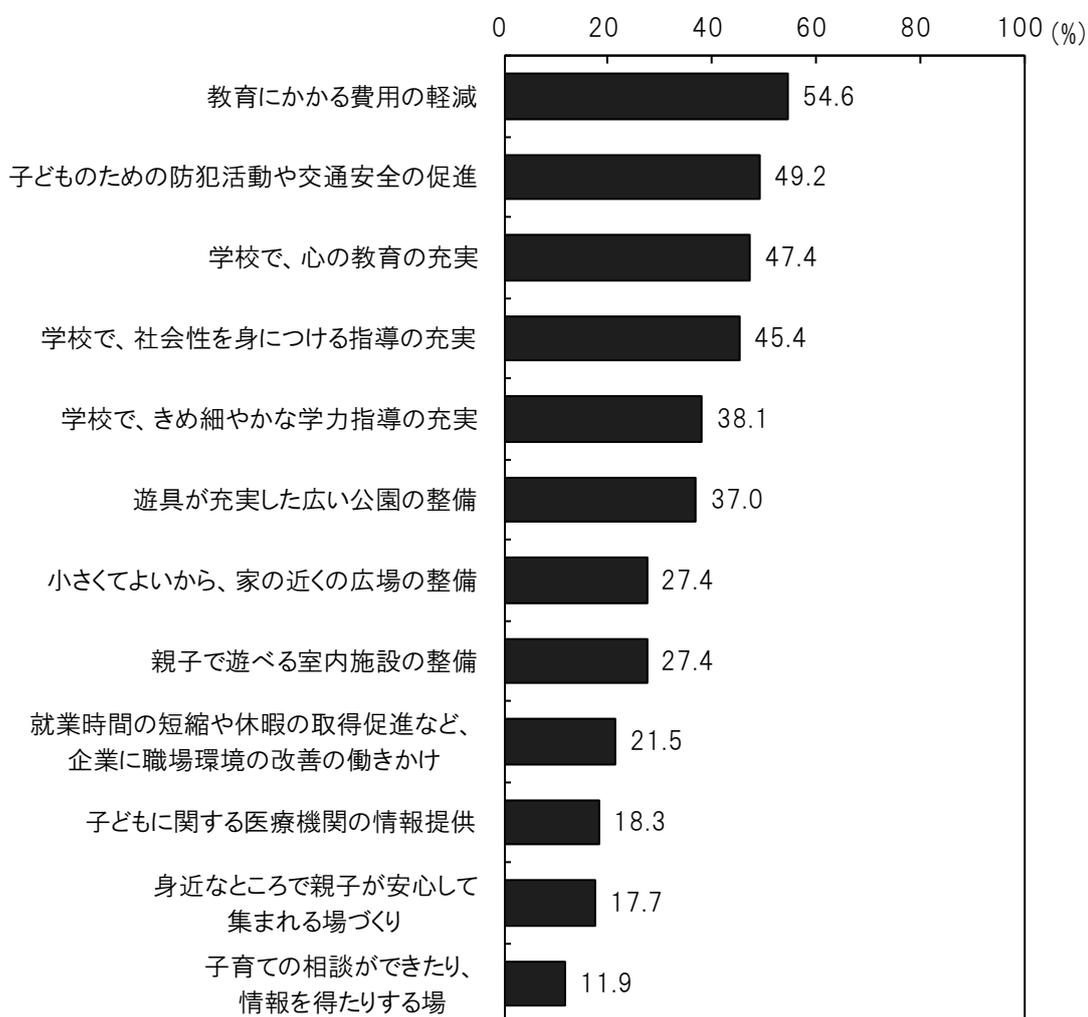
図表 2-18 行政が取り組むこと



資料：西尾市「子ども・子育て支援等ニーズ調査」

注：10%以上の回答のあった項目を掲載

【小学生】



資料：西尾市「子ども・子育て支援等ニーズ調査」

注：10%以上の回答のあった項目を掲載

3 子どもの状況

(1) 保育園、幼稚園、小中学校の子どもの数

令和元年度において、5歳では保育園の通園者が1,225人、幼稚園の通園者が342人で、本市では定員の関係もありますが保育園通園者が多い傾向にあります。

小学校児童数、中学校生徒数ともに、ほぼ横ばいで推移しています。

図表 2-19 年齢別就園者数

○保育園 (人)

(年度)	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成 28	4,588	49	277	432	1,238	1,270	1,322
29	4,501	49	322	382	1,201	1,260	1,287
30	4,442	62	297	429	1,172	1,214	1,268
令和元	4,316	56	286	365	1,188	1,196	1,225

○幼稚園 (人)

(年度)	合計	3歳	4歳	5歳
平成 28	1,096	370	363	363
29	1,084	329	384	371
30	1,099	361	341	397
令和元	1,035	329	364	342

注：保育園は4月1日、幼稚園は5月1日現在

図表 2-20 小学校児童数、中学校生徒数

(人)

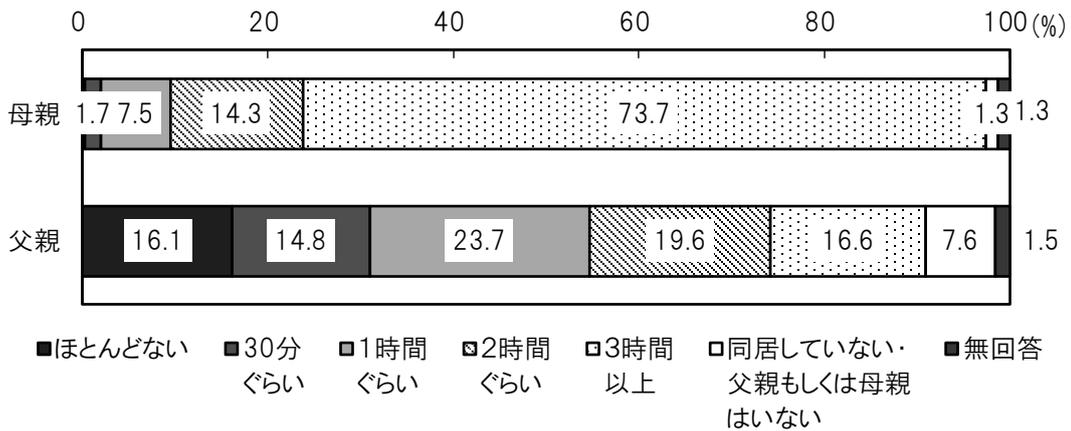
	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度
小学校	9,945	10,018	10,166	10,142
中学校	4,962	4,963	4,994	4,946

注：5月1日現在

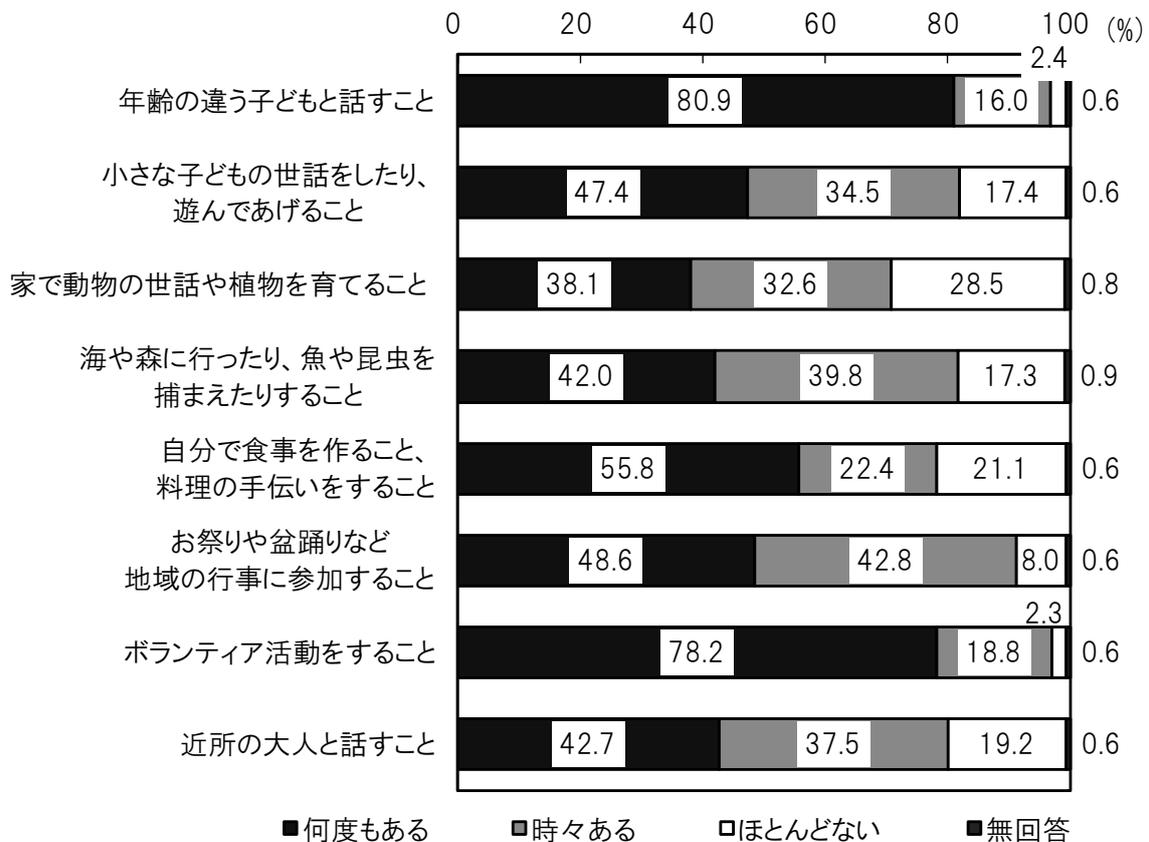
子どもと親が一緒にいる時間について、母親は「3時間以上」の割合が7割を超えていますが、父親は「ほとんどない」から「3時間以上」まで回答が分散しています。

子どもが様々な体験をする機会について、小さな子どもとのふれあい、海や森などの自然体験、食事づくりや料理の手伝い、近所の大人と話すことなど、子どもによってかなり異なっていることがわかります。

図表 2-2 1 子どもと親が一緒にいる時間



図表 2-2 2 子どもが様々な体験をする機会



資料：西尾市「次世代育成支援に関するアンケート調査」（図表 2-28～2-29）

注：小学生児童対象

4 主な子育て支援施策等の状況

(1) 保育サービス等

市内に保育園は35か所、幼稚園は6か所で、平成29年度末で佐久島保育園が休園しています。

就園者数については、保育園、幼稚園ともに微減で推移しています。

図表 2-23 保育園と幼稚園の状況

○ 設置数 (人)

(年度)	保育園			幼稚園		
	合計	公立	私立	合計	公立	私立
平成 28	36	26	10	6	3	3
29	36	26	10	6	3	3
30	35	25	10	6	3	3
令和元	35	25	10	6	3	3

○ 就園者数 (人)

(年度)	保育園			幼稚園		
	合計	公立	私立	合計	公立	私立
平成 28	4,588	3,106	1,482	1,099	643	456
29	4,501	3,027	1,474	1,090	629	461
30	4,441	2,973	1,468	1,108	660	448
令和元	4,315	2,886	1,429	1,040	635	405

注 : 保育園は4月1日、幼稚園は5月1日現在

保育園の入所待機児童数は、基本的に0人で推移しています。

保育園の保育時間について、35園中32園が長時間保育を行っており、2園では午後7時30分まで開園しています。

一時保育については、平成28年度から30年度にかけて増加しています。

図表 2-24 保育園入所待機児童数

(人)

	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度
4月1日	0	0	0	0
10月1日	0	0	0	0

図表 2-25 長時間保育

(人)

	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度
利用実児童数	1,838	1,975	2,084	

図表 2-26 一時保育

(人日)

	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度
延べ利用児童数	13,486	13,642	15,428	

事業所内保育施設等は15か所で入所児童数は150人です。

家庭児童相談等の相談件数は虐待等養育相談など237件（平成30年度）で、母子・父子相談は生活援護など624件です。

障がい児保育について、令和元年度は253人です。

白ばら園は、知的障がいのある児童（自閉的傾向を含む）及び重度障がいのある概ね3～5歳までの幼児を対象としています。園児数はほぼ横ばいで推移しています。

図表 2-27 事業所内保育施設等

施設数	入所児童数	種類
15	150人	事業内保育施設12か所、その他3か所

注：平成31年4月1日現在

図表 2-28 家庭児童相談等の相談件数
(件)

(年度)	家庭児童相談等	母子・父子相談
平成28	197	633
29	207	640
30	237	624

図表 2-29 障がい児保育

	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度
実施保育園数	(か所) 21	34	32	34
対象児童数	(人) 76	371	303	253

注：4月1日現在

図表 2-30 白ばら園

(人)

	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度
園児数	51	47	47	46

注：4月1日現在

地域子育て支援センターは、令和元年度時点では子育て支援センターが 11 か所、サブセンターが 2 か所、ひろばが 4 か所となっています。

子育て支援センターの利用者数（平成 30 年度）は、育児相談面接で 3,702 人、親子ふれあい広場で 17,873 人、施設開放で 59,765 人の利用があり、この他、育児相談電話、育児講座を行っています。

サブセンターの利用者数（平成 30 年度）は、親子ふれあい広場が 415 人、施設開放が 2,036 人、ひろばの利用者数（平成 30 年度）は、親子ふれあい広場が 1,709 人、施設開放が 18,665 人です。

図表 2-3 1 地域子育て支援センター

○ 設置数 (か所)

	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度
子育て支援センター	11	11	11	11
サブセンター	2	2	2	2
ひろば	4	4	4	4

○ 子育て支援センターの事業・利用者

	育児相談 電話	育児相談 面接	親子ふれあい 広場	施設開放	育児講座
平成 30 年度	46	3,702	17,873	59,765	526 回

○ サブセンターの事業・利用者 (人)

	親子ふれあい 広場	施設開放
平成 30 年度	415	2,036

○ ひろばの事業・利用者 (人)

	親子ふれあい 広場	施設開放
平成 30 年度	1,709	18,665

(2) 児童健全育成

児童クラブは、佐久島しおさい学校区を除くすべての学区で、合計 27 か所（公設公営 26 か所、民設民営 1 か所）となっています。

児童館は 4 館で、その他 1 か所のこどもひろばがあります。利用者数は 5 か所計で延べ 8.6 万人以上にのぼります。

児童遊園、ちびっこ広場、街区公園を合計すると、平成 30 年度時点で公園等は 154 か所となります。

図表 2-3 2 児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度
施設数	(か所) 27	27	27	27
利用児童	(人) 992	1,111	1,250	1,306

注 : 5 月 1 日現在

図表 2-3 3 児童館等の利用者数

(人)

	中央 児童館	一色 児童センター	吉良児童館	幡豆児童館	寺津 こどもひろば
平成 30 年度	27,779	30,592	14,152	9,756	4,388

図表 2-3 4 児童遊園・公園等

(か所)

	児童遊園	ちびっこ広場	都市公園の 街区公園
平成 30 年度	49	68	37

(3) 各種手当

児童手当は、平成 31 年 2 月末現在で 14,054 人が受給しています。また、母子家庭等を対象とした児童扶養手当・遺児手当、障がい児を対象とした特別児童扶養手当が支給されています。

子ども医療費の支給についても、平成 16 年以降、4 回にわたり対象年齢を拡大し、現在では入院・通院ともに中学生以下が受給できます。

図表 2-3 5 各種手当の受給者数

(人)

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当	市遺児手当
平成 30 年度	14,054	1,144	468	1,098

図表 2-3 6 子ども医療費

	対象
平成 16 年 7 月	就学前の乳幼児に拡大(従来は5歳未満児)
18 年 4 月	小学1年生に拡大
20 年 4 月	通院:小学6年生に拡大、入院:中学3年生に拡大
21 年 4 月	通院:中学3年生に拡大

(4) 母子保健事業

平成 29 年度の妊娠届出者の年齢は 30～34 歳が 34.1%、25～29 歳が 31.7%となっています。出生数 1,000 人あたりの乳児死亡率は 2.3 人、早期新生児死亡率は 0.8 人と低位で推移しています。

各種健康診査の受診率は総じて 9 割を超えています。妊婦健康診査の 2 回目、乳児健康診査の 2 回目、歯科健康診査の 2 回目の受診率はやや低くなっています。

図表 2-37 妊娠届出者の年齢

(%)

	20 歳未満	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40 歳以上
平成 29 年	1.6	11.9	31.7	34.1	16.4	4.3

注：妊娠届出書より

図表 2-38 乳児死亡率・新生児死亡率

(人)

	乳児死亡率	早期新生児死亡率
平成 29 年	2.3	0.8

注：出生数 1,000 人に対する死亡数

図表 2-39 健康診査等の受診状況

○ 妊婦・乳児健康診査の受診率

(%)

	妊婦1回目	妊婦2回目	乳児1回目	乳児2回目
平成 30 年度	92.7	88.5	97.2	66.0

注：妊婦受診率＝対象年度の受診数÷対象年度の母子健康手帳交付数

乳児受診率＝対象年度の受診数÷対象年度の出生数

○ 健康診査の受診率

(%)

	4か月児	1歳6か月児	3歳児
平成 30 年度	99.1	97.9	96.7

○ 歯科健康診査の受診率

(%)

	1歳6か月	2歳	2歳6か月	3歳
平成 30 年度	97.9	93.0	89.8	97.5

出産前後の育児不安の軽減のため、また、乳幼児の健康診査の未受診者、健康診査受診者で育児支援の必要な人、医療機関等からの依頼などにより家庭訪問を行っています。このような訪問指導は増加してきており、平成30年度は計957人となっています。

相談事業としては、育児相談、おめでとう相談、こんにちは赤ちゃん訪問などがあり、平成30年度は延べ2,213件となっています。

図表 2-40 保健指導等

○ 訪問指導（平成30年度） (人)

	妊産婦 家庭訪問	新生児・未熟児 家庭訪問	乳幼児 家庭訪問
指導人数	365	122	470

注：訪問指導人数は延べ

○ 相談事業（平成30年度） (件)

	育児相談	おめでとう相談	こんにちは 赤ちゃん訪問
相談件数	647	255	1,311
相談内容	育児相談、発達相談、栄養相談、歯科相談	哺乳相談、育児相談	子育て支援情報紹介、健診予防接種の案内、育児相談
スタッフ	保健師 看護師 栄養士 歯科衛生士	助産師 保健師 看護師	赤ちゃん訪問員 (助産師・看護師・保育士・保健師)

(5) 地域活動等

主に放課後の子どもを対象として、サタデープラン、寺子屋を開催しています。また、各地域に子ども会が299団体あります。

各保育園・幼稚園・小中学校では、交通安全教室を開催しています。

図表 2-4 1 地域で児童・生徒が参加する活動

	サタデープラン	寺子屋	赤ちゃん ふれあい体験	子ども会
平成30年度	77教室	12か所	588人	299団体

図表 2-4 2 交通安全教室

・平成30年度

	対象	回数	延べ参加者数	内容
幼児交通安全教室	保育園、幼稚園 児等	25	3,136	実地指導、講話
小中学校交通安全教室	小中学生	28	6,252	実地指導、講話

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

にっこり しあわせ おとなも子どももいっしょに育つまち にしお

明日を担う子どもたちの笑顔があふれるまちは、おとなも含めてすべての人が幸せなまちです。そのため、子ども自らが豊かな心を育み、いきいきと成長していくとともに、子育てを通じて保護者自身も育っていくまちをつくれます。そして、子育ての楽しさや大変さを、保護者だけでなく、地域・学校・行政・企業など、みんなで分かち合い、そのことがそれぞれの成長や結びつきを深めていくまち、「にっこり しあわせ おとなも子どももいっしょに育つまち にしお」を目指します。

2 基本的な視点

(1) 子どもの視点の尊重

この行動計画の主役は子どもです。「子どもの権利条約」に示されているように、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利をふまえて、すべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮しています。

(2) 次代の親づくり

子どもは未来の社会を担い、次代の親となります。結婚してから、もしくは妊娠してから子育てを考えるのではなく、子どもの成長の過程において、様々な生活・社会・自然体験を得ながら人生や子育てについて学んだり考えたりする機会を充実します。そして、子どもが豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるようになることを支援します。

(3) すべての子どもと家庭への支援

核家族化の進展により世代間の育児知識の継承が困難になるとともに、地域における子育ての助け合い機能が低下しており、子育ての不安感や負担感は様々な人に広がっています。このため、広くすべての子どもと家庭を支援するという観点を持ちます。

(4) 子どもと家族の成長過程（ライフステージ）に応じた支援

子育ては、子どもが育つだけでなく、親も家族も成長していくものです。妊娠・乳幼児期、学齢期、青少年期など、子どもと家族のライフステージに沿って、健康、生活、遊び、しつけ、教育、居住環境等について、切れ目のない、きめ細かな支援を図ります。

(5) 社会全体による支援

「子どもは社会の宝」と言われてきたように、子どもは家庭だけでなく、地域社会・学校等で、大人や友だちなど様々な人と関わりを持って育っています。家庭、地域住民、行政、学校、企業など、あらゆる社会の構成メンバーが協力して、子育て支援に取り組みます。特に、仕事と家庭の両立を図る環境づくりに留意します。また、行政内でも、児童福祉、母子保健、教育、労働、生活環境等の関連部門が連携を図り、地域資源の有効活用、施策の充実を図ります。

3 基本方針

(1) 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

父母など保護者は子育てについての第一義的責任があり、家庭は教育の原点ですが、だれも最初から親ではありません。親としての自覚を持ち、子どもとともに親も育っていくことが大切です。

本市では、すべての子どもが健やかに生まれ、一人ひとりの妊娠・出産・子育てがその人らしく喜びに満ちたものとなる環境をつくるために、子どもの発達支援や母子保健事業を引き続き推進し、妊娠期・出産期から乳幼児期を通じて、母子の健康の確保、育児不安の軽減、男性も含めた保護者の学習と成長を支援します。

(2) 地域における乳幼児の子育て支援の推進

家庭や地域の子育て環境が変化する中、保護者の子育てに伴う不安感や負担感、また、孤立感がみられ、共働き家庭の増加と相まって、教育・保育や子育て支援へのニーズは多様化しています。

乳幼児の保護者が、身近な地域で子育て支援を利用でき、質の高い幼児期の教育・保育を受けることができるように、3歳未満児保育や相談体制など多様な保育の一層の充実を図るとともに、保育士の研修など教育・保育の質の向上に取り組みます。また、育児サークルの支援、ファミリー・サポート・センターの運営など、市民による助け合い活動や支援活動の促進に取り組みます。

(3) 次代を担う子どもがいきいきと育つ環境づくり

子どもが心豊かに成長し、社会の中で自立を実現していくことは、だれもが願うことです。

「家庭でしつけ、学校で教え、地域で育てる」という役割分担のもと、保護者・学校・地域が連携しながら地域全体で子どもの成長に取り組みます。特に、子どもは次代の親であるとの認識を持ち、乳幼児とのふれあいや、生活・社会・文化・自然等を体験する機会づくりに取り組みます。また、児童クラブの定員の確保と職員の人材育成に取り組み、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成の充実を図ります。

(4) 特別な支援が必要な子どもへの対応などきめ細かな取組の推進

子どもの個性や家庭環境は様々ですが、すべての子どもがその子らしく、また、保護者が子どもの状況にあった適切な子育てができることが必要です。

このため、児童虐待、ひとり親家庭、障がいのある子どもを持つ家庭、外国にルーツを持つ子育て家庭、経済的な課題をもつ家庭など、きめ細やかな対応を必要とする子どもとその保護者に、様々な機関や市民と連携しながら、支援に取り組みます。

(5) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもの健やかな成長を実現するためには、それを支える「まちづくり」が必要です。

本市では、安全・安心なまちづくり、子どもの遊び場の充実、良好な生活環境の整備、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しなど、子どもと子育て家庭にやさしいまちを目指し、総合的な取り組みを進めます。

第4章 施策

1 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

(1) 乳幼児や母親の健康の確保

保護者が初めて子どもを持つときは、わからないことばかりで、多くの不安を抱えがちです。妊娠期・出産期・乳幼児期を通じた母子の健康は、その後の子どもの育ちや子育ての基礎となり非常に重要です。

このため、「こんにちは赤ちゃん訪問」を始めとする家庭訪問、健康診査・相談、健康教育事業等を実施し、その参加を働きかけ、すべての乳幼児と母親に向けて、健康の確保、育児不安の軽減に向けて、適切な情報の提供を図ります。特に、養育が困難な家庭の早期支援、発達や愛着形成、災害の備え、里親制度の普及等の啓発を図ります。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦健康診査 妊産婦の健康管理を図るために、医療機関で健康診査を受ける機会を提供します。 	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦歯科健康診査 妊娠期から歯科保健の重要性を認識し、出産後の子育てに活かすために妊婦の歯科健康診査を受ける機会を提供します。 	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て応援プランの作成 子育て世代包括支援センターで、妊婦ひとり一人に子育て応援プランを作成し、妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行い、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。 	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ こんにちは赤ちゃん訪問 全家庭を対象として、生後2～3か月の乳児を対象に「赤ちゃん訪問員」が家庭訪問を行い、子育て支援情報の紹介、健診や予防接種の案内、育児相談を行います。 	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児健康診査 1か月児健康診査、6～10か月児健康診査を、医療機関で受けられる機会を提供します。 	健康課	充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診査 子育て支援の視点に立った4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を保健センターで行います。 	健康課	継続

<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科健診、フッ化物洗口 1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査で、歯と口の健康づくりを図ります。また、保育園等で年長児を対象にフッ化物洗口に取り組めます。 	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康教育事業 マタニティクラス、パパママ教室、さくらんぼクラブ（多胎児の会）、親子教室などの各種講座・教室を開催します。 	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康・育児相談 助産師相談、おめでとう相談、1歳児育児相談、育児相談など、子どもの発育・発達に合わせて様々な相談の機会を設けます。 	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食生活に関する啓発の推進 月齢に応じた離乳食教室を開催し、栄養士・保健師等による食や咀嚼、飲み込み等に関する相談を通じて、乳幼児の健やかな成長を図ります。 	健康課	充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ マタニティマーク等の周知 マタニティマークの配布や一般住民への周知を図ることで、妊婦やベビーカーに対する一般住民の理解を高めます。 	健康課	継続

(2) 小児医療の充実

乳幼児期は病気にかかりやすく、また、子ども本人がその意思表示を十分にできないため、病気に対する保護者の不安は大きなものがあります。本市では中学3年生までの子どもの医療費を無料としており、夜間・休日の診療を行うなど、不安の軽減や医療の充実に取り組んでいます。

受診が必要な子どもが必要なときに十分な医療を受けることができる環境をつくるため、夜間・休日、救急医療などの適切な利用方法の啓発や、保護者が子どもの病気等の知識とその処置について、学習する機会をつくります。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の上手なかかり方の啓発 小児の心身の状況をよく知っているかかりつけ医を持つこと、診療時間内での受診の重要性、子ども医療電話相談（#8000）の啓発など、医療機関の上手なかかり方の啓発を行います。 	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 救急医療体制の確保 入院や緊急手術が必要な場合の二次救急病院については、衣浦西尾地域病院群輪番制により、傷病の初期や急性期症状を担う一次救急医療機関については、在宅当番医制や休日診療所において、休日等の救急医療を確保します。 	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の病気、事故等の予防啓発 乳幼児健康診査事業等を通して、乳幼児の体調の変化、病気、その他の事故への対応策や予防策について、保護者に啓発を行います。 	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費支給事業 中学3年生までの子どもの保険診療による医療費の自己負担分を支給します。 	保険年金課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 不妊治療費の助成 一般及び男性不妊を含む特定不妊治療に要する費用について、自己負担額の一部を助成します。 	健康課	継続

2 地域における乳幼児の子育て支援の推進

(1) 地域における子育て支援の充実

核家族化や地域社会との関係の希薄化などを背景に、子育ての方法がわからない、子育てに様々な不安がある、また、子育て仲間がいないという悩みを持つ保護者がみられます。

乳幼児期に良好な親子関係を確立することが重要であり、相談、仲間づくり、リフレッシュ、親子の遊びを支援するなど、地域における子育て支援の充実を図ります。

特に、身近な地域にある保育園・幼稚園等を地域の子育て支援拠点施設として、専業主婦家庭やひとり親家庭などを含め、すべての子どもと保護者の支援を行います。

事業	担当	方向
<p>・ 地域子育て支援拠点事業</p> <p>子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童）を対象に、地域子育て支援センター等を運営し、子育て親子の交流、子育てなどの相談、子育て関連情報の提供、育児講座の開催などを行います。</p> <p>主に保育園等に併設される「センター型」（11か所）と「サブセンター型」（2か所）、公共施設や公民館等を利用して行う「ひろば型」（4か所）の計17か所があります。</p>	家庭児童支援課	充実
<p>・ 子育て世代包括支援センター</p> <p>妊娠期から出産、子育て期までの様々な悩みや相談に切れ目なく対応する「子育て世代包括支援センター」を保健センター内に設置し、相談支援、関係機関との定期的な連絡会議、子育てサポートプランの策定等を行います（利用者支援事業）。</p>	健康課 家庭児童支援課	充実
<p>・ 未就園児クラブ（幼稚園）</p> <p>公立の全幼稚園で、毎月特定の日未就園児と保護者を対象に、遊戯室の開放、おはなし会と保護者の情報交換の機会を提供します。</p>	保育課	継続
<p>・ 幼稚園の開放</p> <p>公立幼稚園で、未就学児を対象に夏休みに色々な遊びの場を提供するイベントを開きます。</p>	保育課	継続

<p>・ブックスタート 4か月児健診の受診親子に、絵本を通じた語りかけの大切さを伝え、読み聞かせの体験やおはなし会の紹介などを一人ひとりに行い、絵本をプレゼントします。</p>	<p>図書館</p>	<p>継続</p>
--	------------	-----------

(2) 保育園・幼稚園等における教育・保育の充実

すべての子どもが良質な環境の中で育っていくことができるように、それぞれの家庭や子どもの状況に応じて、教育・保育等を提供していく必要があります。

このため、3歳未満児保育、一時保育など、多様な教育・保育等の充実を図ります。また、教育・保育人材の確保、保育士等への研修などを通じて教育・保育環境の充実を図ります。

幼保連携型認定こども園化を推進します。

事業	担当	方向
<p>・保育の質の向上 教育・保育方法、家庭教育支援、障がい児保育、保育園運営などについて、研修の充実、研究、ノウハウの共有を図り、保育の質の向上に取り組みます。</p>	<p>保育課</p>	<p>継続</p>
<p>・保育士等の人材確保 未来を担う子どもを育てる保育士等を確保するため、潜在保育士の復帰支援、大学との連携協定による保育士等の離職防止事業を行います。また、保育職を志す学生に対し、その学費に要する費用を貸与します。</p>	<p>保育課</p>	<p>充実</p>
<p>・3歳未満児保育 働き続ける女性の増加を背景に、0～2歳児の定員拡大を図ります。</p>	<p>保育課</p>	<p>充実</p>
<p>・長時間保育 長時間保育ニーズに応えるため、11時間を超える長時間保育を行います。長時間にわたる保育が、子どもにとって心身ともに疲労が大きいことに留意して行います。</p>	<p>保育課</p>	<p>充実</p>
<p>・預かり保育 公立の全幼稚園で正規の保育時間以外に、保育を希望する人の預かり保育を行います。</p>	<p>保育課</p>	<p>継続</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日保育 祝日や日曜日の保育ニーズに応えるため、八ツ面、矢田つぼみ保育園の2園で休日保育を行います。 	保育課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保育 保護者などが一時的・緊急的に保育できなくなった場合に、保育園で子どもを預かります。 	保育課	充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 病児・病後児保育 病児・病後児保育をエルザのいえ、病後児保育を中野郷保育園で行います。 	保育課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児の受入れ 公立保育園、白ばら園及び矢田つぼみ保育園で医療的ケア児を受け入れます。 	保育課	新規
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・幼稚園等での食育 園児の手洗い指導、園での野菜づくり、食事づくりへの園児の参加、食だよりの発行、食生活アンケートなどを行います。また、給食センターを整備し、離乳食対応、食物アレルギー対応を進めます。 	保育課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 父親の参加促進 園の土曜日参観、父母の会の活動をはじめ、保育園・幼稚園等における父親の参加を働きかけます。 	保育課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・幼稚園等の連携 保育園・幼稚園・認定こども園全園を対象に、園長が参加する施設長会議、幼保共通カリキュラムの作成、合同研修、人事交流、行事や事業の連携を図ります。 	保育課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・幼稚園等へのICT環境の充実 保育園・幼稚園等にICT機器やシステムを導入し、保育士の負担軽減や保育士間の情報共有などを図ります。 	保育課	充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・幼稚園等施設の建て替え・長寿命化対策 西野町・中野郷・福地北部など保育園の建て替えや、保育施設の計画的な改修による長寿命化対策、遊具の修繕等を行います。 	保育課	充実

(3) 地域住民による育児活動・支援の促進

一人ひとりができることには限界がありますが、仲間と協力すればできるようになることがたくさんあります。しかし、近年では、核家族化と地域コミュニティの希薄化に少子化が加わり、子育ての仲間づくりを支える環境が弱くなっています。

子どもの成長に伴って、親や地域住民が子どもとともに育っていくことの重要性をふまえ、育児サークルや助け合い活動の支援を行います。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児サークルの育成・支援 保護者自身によるサークル活動の働きかけ、活動場所の提供、相談、情報発信の支援などを行います。	家庭児童支援課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児サークルとの連携 子育てセミナーなど親子の健康増進や遊びの機会を提供する育児サークルと話し合いの場を設けるなど、連携を深めます。	生涯学習課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリー・サポート・センター 子育ての相互援助活動を促進するため、依頼・援助・両方会員の確保に努め、講習会・交流会を開催します。	家庭児童支援課	継続

(4) 経済的な支援と負担の適正化

市民アンケート調査によると、保護者の子育てに関する経済的な負担感はかなり大きいことがうかがえます。

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、国や県の制度を踏まえて、児童手当の支給、幼児教育保育の無償化、幼稚園の預かり保育や認可外保育所等を対象とした子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図ります。これに加え、西尾すこやか祝い金を支給します。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 西尾すこやか祝い金の支給 次世代を担う子どもの誕生を祝福し、人口増加と子育て支援の推進を図ることを目的に、お祝い金を支給します。 	子育て支援課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 児童手当の支給 国の制度改正に対応しながら、児童手当を支給します。 	子育て支援課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭優待事業 18歳未満の子どもとその保護者及び妊娠中の方が、県内の協賛店舗等で「はぐみんカード」を提示することにより、店舗が独自に設定する割引・特典等様々なサービスが受けられる愛知県の事業を支援します。 	子育て支援課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 保育園・幼稚園等の給食費無料化 子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てしやすい環境を整えることを目的に、園児の利用者負担額とは別に負担している給食費（主食分）を無料にします。 市内の私立幼稚園は、実費徴収に係る補足給付事業に基づき補助します。 	保育課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育・保育の無償化 保育園、幼稚園、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての児童及び0歳から2歳の非課税世帯の児童の利用料を無償化します。 	保育課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 児童クラブ保育料の減額 同一世帯で2人以上の児童が同時に利用する場合の2人目以降の児童の保育料を減額（半額）します。 	子育て支援課	継続

(5) 情報提供

行政の子育て支援サービスは以前と比べて、多様になり内容も充実してきています。しかし、その情報が適切に保護者・地域住民・関係者に伝わっていない面があります。

このため、チラシ、子育てマップ、子育て情報誌、ホームページなど様々な媒体を活用したり、こんにちは赤ちゃん訪問、出前講座で説明するなど、より効果的に伝えることに取り組みます。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援情報の提供 チラシ・子育てマップ・子育て情報誌などを、こんにちは赤ちゃん訪問での配布、各課窓口や保育園・幼稚園等における設置・配布、ホームページへの掲載などを通じて、子育て情報の提供を図ります。 	家庭児童支援課 健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 出前講座 行政の子育て支援サービスの説明を希望する市民グループの会合に、担当職員が出向きます。 	生涯学習課	継続
<ul style="list-style-type: none"> LINEによる情報発信 市のLINE公式アカウントを開設し、選択されたジャンルや項目（子育て支援情報など）について、メッセージ配信を行います。 また、LINE上でいただいた質問に対話形式で24時間365日、自動的に回答する（チャットボット）サービスを導入します。 	情報政策課	新規

3 次代を担う子どもがいきいきと育つ環境づくり

(1) 学校と地域の連携促進

児童・生徒の安全の確保、様々な体験をする機会の提供、放課後の居場所づくりなどには、学校と地域との連携が欠かせません。

学校は、保護者や地域住民の信頼に応えるため、学校の教育目標・現状・課題等の情報を公開して、学校評議員、PTAをはじめ保護者や地域住民とその成果や新たに必要な対応について、話し合いを進めます。また、子どもの指導、学校運営、校外における子どもの見守りなど、地域住民と連携して、子どもの健全な成長を支える環境の充実に取り組みます。

事業	担当	方向
・ 学校評議員制度の運用支援 地域住民や保護者に学校評議員を委嘱し、地域との連携を深め、開かれた学校づくりを推進します。	学校教育課	継続
・ 社会人や地域の人材の学校への活用 小中学校において、総合的な学習の時間等で、社会人や地域の方を講師に招きます。	学校教育課	継続
・ PTA等との協働 保護者・学校・地域の連携を進め、地域ぐるみの子育てを進めます。PTAや子ども会、おやじの会、老人クラブに協力いただき、児童・生徒の通学時などにパトロールや交通指導を行います。	学校教育課	継続
・ 学校運営の情報発信 各学校のホームページ、ブログ、学校だよりを通じて、学校の様子を地域に伝え、学校を身近なものにするよう努めます。	学校教育課	継続
・ サタデープラン 土・日曜日に、スポーツ教室、文化・芸能教室、ボランティア活動など、地域で子どもを育てる活動を支援します。	学校教育課	継続

(2) 次代の親の育成

少子化・核家族化が進み、児童・生徒が乳幼児と一緒に過ごすことが少なくなり、親の中には赤ちゃんにさわるのは自分の子どもが初めてという人もみられます。また、生活・社会・文化・自然などの様々な体験は学校教育の中だけでは十分ではありません。

このため、児童・生徒の異年齢交流や、乳幼児とふれあう機会を充実します。また、学校、生涯学習、健康、福祉、図書館など様々な部門が連携して体験事業の充実を図ります。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育実習の実施 中学生を対象に、子育ての意義や家庭の重要性を学ぶ保育実習の機会を設けます。 	保育課 学校教育課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤ちゃんふれあい体験 小中学校、高等学校において、乳幼児とふれあう機会や赤ちゃんの親としての体験談を学ぶ機会を設けます。 	健康課 学校教育課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ <small>にんようりょく</small> 妊孕力 啓発事業 妊孕力（妊娠・出産の適齢期）について、情報提供を行います。 	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然を生かした野外体験活動 「ふるさとワクワク体験塾」を開催し、学習、創作、観察などを通じて、社会・文化・自然を楽しく学ぶことができる体験型講座を開催します。 	生涯学習課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 読書通帳事業 読書の楽しさを知らせ、より読書意欲を高めたり、読書習慣のきっかけとなったりするよう、市図書館で借りた本の履歴が銀行の預金通帳のように記録（記帳）される読書通帳を小中学生に配布し、子ども達の読書活動の推進に取り組みます。 	図書館	新規

(3) 家庭や地域の教育力向上の支援

保護者同士による子育て活動は、保護者にとって母子の孤立や過度な密着を防ぎ、リフレッシュになり、ささいなことも含めて悩みを分かち合い、情報を交換し、地域と関わりを持ち始める重要な機会です。また、地域には子どもの健やかな成長を願う多くの住民が存在し、様々な活動をしています。

子どもの健やかな育ちを支えるため、子ども会、放課後子ども教室、総合型地域スポーツクラブをはじめ、家庭や地域の教育力向上の支援を行います。

事業	担当	方向
<p>・ 家庭教育の推進</p> <p>他人に対する思いやりや善悪の判断、早寝・早起き・朝ごはんの習慣づけ、あいさつ・返事等のしつけなど、家庭での基礎的な生活習慣の確立や子どものしつけについて啓発を行います。</p>	学校教育課	継続
<p>・ 家庭教育を推進する親子講座の開催</p> <p>小中学校、保育園及び幼稚園で家族とふれあい、絆を深める親子講座や、家庭教育の充実を図る講演会の開催を支援します。</p>	生涯学習課	継続
<p>・ 託児付きや親子で参加できるイベント・講座</p> <p>ふれあいセンター等での講座において、親子で参加できたり、託児サービスを行うなど、母親の社会参加や生涯学習を支援します。</p>	生涯学習課	継続
<p>・ 放課後子ども教室の推進</p> <p>「寺子屋にしお」を実施し、地域社会が一体となって子どもたちを見守る環境を作り、子どもたちとの交流を深めます。また、放課後児童クラブとの連携を図り、放課後の居場所の確保とともに、豊かな情操を育てる学習や交流活動等の推進に取り組みます。</p>	生涯学習課	継続
<p>・ 公民館・ふれあいセンターの勉強部屋の開放</p> <p>公民館・ふれあいセンターにおいて、他の利用者の活動に支障のない範囲で、学習の場として部屋を開放します。</p>	生涯学習課	継続
<p>・ 子ども会・ジュニアリーダーの活動支援</p> <p>ジュニアリーダーの養成や、子ども会育成者への研修会を行うとともに、子ども会育成連絡協議会への活動支援と助成を行います。</p>	生涯学習課	継続

<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちに対する様々な体験活動を行う団体の支援 子どもたちに様々な体験活動を提供するボーイスカウト、ガールスカウト、少年少女発明クラブ、おやじの会など、社会教育関係団体へ支援を行います。 	生涯学習課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 図書館における子ども向け事業の支援 図書館ボランティアと協働して、おはなし会、人形劇、映画会などを行います。また、図書館まつりや西尾っ子読書フェスティバル等を通じて、読書の普及啓発を図ります。 	図書館	継続
<ul style="list-style-type: none"> 総合型地域スポーツクラブの運営支援 地域が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの活動支援を行います。 	スポーツ課	継続
<ul style="list-style-type: none"> サポートスクール 就学援助等を受けている中学生を対象に、学習支援（教員OBのサポート）や居場所を提供し、学習意欲や基礎学力の向上を図ります。 	福祉課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂の運営支援 子ども食堂を運営する団体等に対し、その経費の一部を補助し、地域の力を活かした子どもの居場所づくりを推進し、子どもの健全育成を図ります。 	子育て支援課	新規

(4) いじめなど問題行動の防止と、有害環境対策の推進

いじめ、不登校、問題行動は、学校、家庭、地域における様々な要因が複雑に絡み合って起きると考えられます。学校では、教員の指導力の向上や指導体制の充実を図るとともに「学校で教え、家庭でしつけ、地域で育てる」を共通理念として、児童・生徒に寄り添いながら、関係機関との連携を促進して、早期発見と適切な対応に取り組めます。

事業	担当	方向
<p>・ いじめの早期発見</p> <p>西尾市いじめ問題対策連絡協議会において、防止対策を検討するとともに、各校で定めるいじめ防止基本方針に基づき、スクールカウンセラーの配置やアンケート調査などを通じて、子どものサインの早期発見に学校全体で努めます。</p>	学校教育課	継続
<p>・ 不登校児童・生徒への対応</p> <p>不登校児童・生徒への学校への復帰を支援するため、学校や適応指導教室における相談、スクールカウンセラーやチアフレンドなどによる各種支援に取り組めます。</p>	学校教育課	継続
<p>・ 校内暴力行為などの問題行動への対応</p> <p>教員の指導力の向上はもとより、家庭・地域と情報を共有するとともに、生徒指導アドバイザーを中心として問題解決に取り組めます。</p>	学校教育課	継続
<p>・ 社会を明るくする運動「青少年健全育成市民大会」</p> <p>青少年の健全育成を図るため、学生によるスピーチなどを通じて、地域ぐるみで家庭教育の活性化、非行防止、環境浄化などの活動の充実について啓発を行います。</p>	生涯学習課 福祉課	継続
<p>・ 情報教育</p> <p>児童・生徒、保護者に対して、インターネットや携帯電話の安全で適切な利用などについて啓発を行います。</p>	学校教育課	継続

<p>・ 性や健康に関する正確な理解の推進</p> <p>保健・道徳の授業等を通して、体のしくみ・性感染症への理解を深めるとともに、自分の身体を大切にすること、異性を尊重することを学ぶ機会を設けます。また、防煙教室をはじめ喫煙・薬物・飲酒等の健康への影響などについての理解を促進します。</p> <p>また、思春期の子どもたちの「心」と「体」を理解し、大切にするための講演や集会を開催します。</p>	<p>学校教育課 健康課</p>	<p>継続</p>
--	----------------------	-----------

(5) 児童の健全育成

共働きやひとり親家庭が増え、放課後に保護者が不在の家庭が増加しており、放課後児童クラブの対象学年の拡大や定員の増加に取り組んできました。引き続き、受入れの拡大に取り組むとともに、子どもの理解、配慮が必要な児童への対応、保護者や地域との連携の充実を図ります。

事業	担当	方向
<p>・ 放課後児童クラブ</p> <p>小学生を対象として、保護者が就労や病気・介護等により昼間家庭にいない子どもに、遊びや生活の場を提供する学童保育を行います。また、障がい等支援を要する児童に対応するため、環境整備や職員体制、研修等の充実を図ります。放課後子ども教室との連携を図るなど、児童が多様な体験や活動を行うことを支援します。</p>	<p>子育て支援課</p>	<p>充実</p>
<p>・ 児童館の運営</p> <p>4か所の児童館の運営を行い、遊び場の提供、遊びの助言指導、親子の交流、子育て情報の交換等を図ります。また、児童館未整備地区において出前児童館を実施し、遊びの機会を提供します。また、施設の計画的な改修や長寿命化について検討します。</p>	<p>子育て支援課</p>	<p>充実</p>
<p>・ 幼保小連携推進事業</p> <p>園の生活から学校生活への円滑な移行を図るため、学校の教員が保育園や幼稚園を訪問したり、園児が学校を訪問したりして、学校生活への期待感や意欲を育みます。</p>	<p>学校教育課 保育課</p>	<p>継続</p>

4 特別な支援が必要な子どもへの対応などきめ細かな取組の推進

(1) 養育が困難な家庭への支援や児童虐待防止対策の充実

保護者の育児経験の少なさ、育児への不安、育児の負担感の大きさ、母子の孤立等を背景に、特別な家庭だけではなく、どこの家庭でも養育が困難になったり、児童虐待が起きる可能性があると考えする必要があります。

親子が発信する様々な育てにくさのサインを受け止め、親子の実情に合わせて子育てに寄り添う支援を充実し、保護者の育児負担の軽減や子育てに向き合う環境をつくります。なお、児童虐待発生時には迅速かつ適切な対応をします。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止の啓発 児童虐待防止のため、広報などにより、児童虐待の現状、相談体制、体罰によらない子育てなどの知識を普及し、地域における早期発見や予防など協力を要請します。 	家庭児童支援課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 養育困難家庭への支援 養育困難家庭の把握、子どもへの虐待が疑われる場合の迅速で適切な対応、児童虐待のリスクのある家庭の支援に取り組みます。 	家庭児童支援課 健康課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 養育支援家庭訪問事業（未熟児家庭訪問を含む） 保護者や子どもの心身の問題等による養育困難な家庭や多胎児のいる家庭に保健師等が家庭訪問を行い、必要な助言や支援を行います。 	健康課 家庭児童支援課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 産後ケア事業 出産後の心身が不安定な状況にある産婦・乳児を対象に、医療機関等での宿泊、通所、訪問を通じて、必要な保健指導や育児支援を行い、母親のセルフケア能力を育む支援を行います。 	健康課	新規
<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の運営 児童相談所、主任児童委員、保健・医療・福祉・教育・警察等の各機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、月1回の実務者会議、個別ケース検討会議などを開催し、関係機関で要保護児童についての情報交換と支援について検討を行います。 	家庭児童支援課	継続

<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭総合支援拠点の開設 特別な支援が必要な家庭、児童虐待のリスクのある家庭等への対応をするため、「子ども家庭総合支援拠点」を家庭児童支援課内に設置して、専門職を配置し、支援の強化を図ります。 	家庭児童支援課	新規
<ul style="list-style-type: none"> 子育て短期支援事業（ショートステイ） 子育て中の保護者が、入院や出産、育児疲れ等の理由で、家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合、一定期間、施設で児童を預かります。 	家庭児童支援課	継続

(2) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭は子育てと生計の負担がひとりの保護者にかかり、その暮らしが経済面で厳しい状況にある家庭も少なくありません。

このような家庭における親子の暮らしの安定と自立を図るため、子育て・生活、就業、養育費の確保、経済面など、多様な支援に取り組みます。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の相談 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭への経済上の相談、就業・住宅・家事等の生活上の相談等を行い、生活の安定と自立を促進します。 	家庭児童支援課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 就労などの自立支援 母子家庭の母や父子家庭の父の経済的な自立を支援するため、教育訓練費の一部助成、高等職業訓練促進費を支給します。 	家庭児童支援課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 経済的な支援 児童扶養手当、遺児手当の支給など、経済的な支援を行います。 	子育て支援課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等医療費支給事業 ひとり親家庭に、保険診療による医療費の自己負担分を支給します（所得制限があります）。 	保険年金課	継続

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもを持つ家庭に対しては、障害児福祉計画をふまえ、それぞれの障がいに応じた医療・療育・発達支援に取り組み、児童の健全な発達を支え、身近な地域で安心できる生活に向けて支援します。

また、障がいの重度・重複化や、発達障がいの子どもたち一人ひとりに寄り添いながら切れ目のない支援を図るために、支援体制の充実、指導方法の研究、指導者の育成に取り組みます。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 療育の充実に向けた広域連携 西三河の近隣6市の連絡会議において、療育機能の充実に向けた情報共有や職員研修を行います。 	家庭児童支援課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 西尾市療育センター（ポップ教室） 心身に発達の遅れがあると思われる児童に療育指導を行い、保護者を対象に療育グループの育成、療育相談及び講話などを行います。 	家庭児童支援課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 障がい児通所支援等 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、計画相談支援など、サービス提供事業所と連携し、人材育成、情報共有に努め、実施体制を確保します。 	子育て支援課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障がい児や医療的ケア児への支援 重症心身障がい児を支援する事業所の確保と、医療的ケア児の支援に向けた関係機関との協議の場の設置、また、調整役としてのコーディネーターの配置を検討します。 	子育て支援課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センター白ばら園 児童発達支援センター白ばら園は、ことばや運動面の遅れ・情緒面・人との関わりなど、発達上の心配や課題のある就学前児童をバスで送迎し、療育を受ける機会を提供します。また、保護者からの相談に応じる相談支援事業や、保育園・幼稚園等を巡回するなど地域支援を行います。 	保育課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 障がい児保育 障がい児担当保育士の配置と研修の充実、保育園や幼稚園での障がい児保育を通じて、よりきめ細やかな保育に取り組みます。 	保育課	継続

<ul style="list-style-type: none"> ・ こども発達支援事業 医療機関との連携により矢田つぼみ保育園において療育活動を実施することで、障がいを持つ児童の心身の発達を促すとともに、保護者の子育てと就労等との両立を支援します。 	保育課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育 障がいのある児童・生徒一人ひとりにあつた教育に取り組むために、職員研修や指導法の研究、特別支援教育アドバイザーや教育アシスタントの配置などを図ります。 	学校教育課	充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別児童扶養手当の支給 20歳未満の重度知的障がい児並びに重度の身体障がい児の保護者に手当を支給します。 	子育て支援課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育医療給付事業 未熟児で、入院養育が必要であると医師が認めた場合に医療費の一部を支給します。 	保険年金課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者医療費支給事業 障害者手帳1～3級、自閉症状群、療育手帳A・B判定などの障がい者に、保険診療による医療費の自己負担分を支給します。 	保険年金課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者医療費支給事業 精神障がいの状況により保険診療による医療費の自己負担分の2分の1もしくは状況により全額を支給します。 	保険年金課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療費公費負担（精神通院）等事業 自立支援医療費公費負担（精神通院）や精神障害者保健福祉手帳の申請手続業務を行います。また、精神障がい者相談を行います。 	福祉課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者扶助料の支給 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方に支給します。 	福祉課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援事業 障がい児相談支援体制の充実、訪問・日中活動・居住系サービス、補装具費の支給・日常生活用具費の給付などを図ります。 	福祉課	充実

(4) 多文化子育て支援・多文化教育の推進

文化的・言語的な背景が異なり、多文化な子育て環境を有して、外国にルーツを持つ育児家庭が定住化する日本の地域社会や保育園、学校等において、安心して子育て・子育てができるための自立支援として、子育て・教育関係の情報提供、日本語学習の支援、就学準備などの教育支援を行います。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 通訳者の配置・派遣、相談体制の充実 <p>外国にルーツを持つ子どもやその保護者との円滑な意思疎通を図るため、通訳者を市役所の窓口・保育園に配置・派遣し、日本語教育指導支援員が小中学校を巡回します。また、地域つながり課にワンストップサービスの窓口を設置し、母国語での通訳・翻訳による情報提供や、生活・育児相談、関係課への案内などを行います。</p> <p>小中学校、公立保育園・幼稚園・児童クラブに携帯型自動翻訳機を整備します。</p>	地域つながり課 保育課 学校教育課 子育て支援課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 外国にルーツを持つ子どもに対する教育支援 <p>日本語初期指導教室(カラフル)での日本語や学校生活の基礎的習慣指導、多言語の日本語教育指導支援員の学校巡回、多文化ルームKIBOUによる不就学・不就園の子どもの教育支援など、関係機関と連携を図り、多角的な支援を進めます。</p>	学校教育課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 外国にルーツを持つ育児家庭に対する子育て支援 <p>日本の地域社会で自立できるように、保護者に対する日本語教室の開催や、就学説明会、育児相談、進路説明会等を行います。また、国際交流協会を通じて学習ボランティアの支援を行います。</p>	地域つながり課 学校教育課	継続

5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

(1) 安全・安心なまちづくり

子どもが暴力を受けたり、犯罪に巻き込まれたり、交通事故に遭うことがない安全・安心なまちをつくるため、市民・警察・学校・行政等が連携して、防犯や交通安全の啓発、自主防犯活動の支援、道路・公園等の環境整備等に取り組みます。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 防犯関係組織との連携 西尾防犯連絡協議会と連携を密にして、市民・警察・行政が三位一体となって犯罪の未然防止に努めます。 	危機管理課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室 西尾警察署、自動車学校の協力を得て、小中学校・保育園・幼稚園等で交通安全教室を開催し、講話・自転車の正しい乗り方・信号交差点の渡り方等を指導します。 	危機管理課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 通学路の交通安全の確保 通学路・歩道を整備するとともに、通学路の定期的な点検とそれに基づく対策を実施します。 	土木課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 防犯対策 保育園・幼稚園・小中学校等で、不審者対策として、学校安全ボランティアをはじめ地域住民との連携、情報の共有、設備の充実、不審者訓練や防犯教室等に取り組みます。 	保育課 学校教育課 危機管理課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 不審者メールの送信 児童・生徒が地域で見かけた不審者の情報を周知するため、緊急メールシステムを活用して、登録者（保護者）にメールを送信します。 	学校教育課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 園児の安全確保 保育園・幼稚園で「お散歩マップ」を作成し、園外保育の安全確保に努めます。必要に応じてキッズゾーンを設置します。 	保育課	充実

(2) 子どもの遊び場の充実

核家族化、集合住宅の増加、まちの都市化などを背景に、子どもの遊び場に悩む保護者が増えてきています。

このため、地域住民や利用者との協働により既存の公園を有効活用するとともに、宅地化の進展に合わせて公園の整備を行います。また、既存施設の建て替え等に合わせて室内の子どもの遊び場・親子の居場所の充実に取り組みます。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 公園整備事業 子育て世代からニーズの高い近隣公園・街区公園を中心に都市公園を整備します。 	公園緑地課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 都市公園等の維持管理等 だれもが安全に楽しく使いやすい都市公園等の維持管理を行います。また、地域住民との協働による維持管理の公園数を拡大します。 	公園緑地課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 児童遊園・ちびっ子広場の整備・維持管理 遊具の安全点検を行い、適切な維持管理を行います。また、地元の要望に沿って身近な遊び場の充実を図ります。 	公園緑地課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 愛知こどもの国の利用促進 愛知県や指定管理者、各種団体とイベント等を協働で企画し、子どもたちに様々な体験等ができる機会を提供し、児童の健全育成の推進を図るとともに、こどもの国の利用促進を図ります。 	地域つながり課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 親子で利用できる屋内空間の提供 児童館、子育て支援センターなど、親子で利用できる場を提供します。 また、「親子で遊べる屋内空間の整備」の要望が高いことがアンケートからも明らかとなっています。公立施設の建替や改修に伴い、屋内の子どもの居場所づくりを検討します。 	子育て支援課 家庭児童支援課 建築課 資産経営課	継続

(3) 良好な生活環境の整備

市営住宅の供給、三世帯同居住宅の建築・改修の支援を通じて、子育て世代の住宅の確保を支援するとともに、障がい児、子どもや乳幼児連れの保護者のことも想定して、公共空間のバリアフリー化や多様な人の利用を想定した設備の導入に取り組めます。また、民間住宅についても、子育て世帯に適した住宅整備の啓発に取り組めます。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の運営・整備 <p>市営住宅の運営・整備を行い、子育て世代に住宅を供給します。</p>	建築課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 三世帯同居対応住宅支援事業 <p>三世帯同居に対応した住宅の新築・改修工事に要する費用の一部を補助するとともに、住宅金融支援機構の金利の引下げ制度との連携を図ります。</p>	建築課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 公共空間・設備のバリアフリー化の推進 <p>多機能トイレ、授乳やおむつ替えの場所、幅の広い道路、段差の解消など、公共空間・設備において改築等の際にバリアフリー化を図ります。</p>	建築課 都市計画課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児を連れた保護者の支援 <p>乳幼児を連れた保護者が、外出時に安心しておむつ交換や授乳を行うことができる場所「あかちゃんケアスペース『にこっと』」のある施設入口にロゴマークを掲示します。</p> <p>また、イベントなどでおむつ交換や授乳を行うためのスペースがない場合、「移動式あかちゃんの駅(テント)」を貸し出します。</p>	家庭児童支援課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 保育園・幼稚園・学校等のバリアフリー化の推進 <p>保育園・幼稚園等、小中学校の改築等の際に、施設・設備のバリアフリー化を進めます。</p>	保育課 教育庶務課	充実

(4) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

保護者の性別にとらわれず、子どもは家族みんなで育てることの重要性を啓発します。また、多様な働き方ができる職場づくりについて、市民や企業等に啓発や働きかけを行い、家庭生活と職業生活の両立しやすい環境づくりを促進します。

事業	担当	方向
<p>・ 職場における男女共同参画の啓発・情報提供 商工会議所等と連携を図り、職場における男女平等をすすめる講演会・セミナー等を開催します。また、その機会を活用して、企業同士の情報・意見交換の場の設置や、事例提供等を行います。</p>	<p>地域つながり課 商工観光課</p>	<p>充実</p>
<p>・ 仕事・家庭・個人生活のバランスに関する啓発 「仕事」「家庭」「個人の生活」がバランスよく営めるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の考え方や重要性について啓発を行います。</p>	<p>地域つながり課</p>	<p>充実</p>
<p>・ 男性への家事・育児・介護に関する学習機会や情報の提供 家庭における男性のあり方や役割に関する学習機会や、家事・育児・介護などの家庭生活に関する講座や講習会の充実を図ります。</p>	<p>地域つながり課 子育て支援課</p>	<p>充実</p>
<p>・ 育児休業・介護休業等の制度の取得支援 育児休業制度、子の看護休暇制度、介護休業制度、介護休暇制度等の制度を周知するとともに、実際に取得できるよう、事例等の情報提供を行います。</p>	<p>商工観光課</p>	<p>充実</p>

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、市内の様々な関係機関の連携を図る必要があるため、「子ども・子育て会議」を設け、進捗上の確認や推進に向けた意見交換を、原則、年1回以上行います。

会議の事務局は子育て支援課に設置し、本計画の進捗状況のとりまとめを毎年実施し、中間評価を加えて公表します。

2 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法では、各市町村で「教育・保育提供区域」を設定し、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、毎年度の「量の見込み」、それに対応する「確保の内容」、「実施時期」及び「確保方策」について定めることとされています。

(1) 基本的な設定について

ア 区域

第1期計画と同様に、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の状況を総合的に勘案して、次の3区域と設定しました。

区域名	対象中学校区
北部	西尾中、鶴城中、東部中
南部	平坂中、寺津中、福地中
幡豆	一色中、佐久島しおさい学校（後期課程）、吉良中、幡豆中

イ 対象の事業について

事業計画の対象は、次のとおりです。

○幼児期の教育・保育

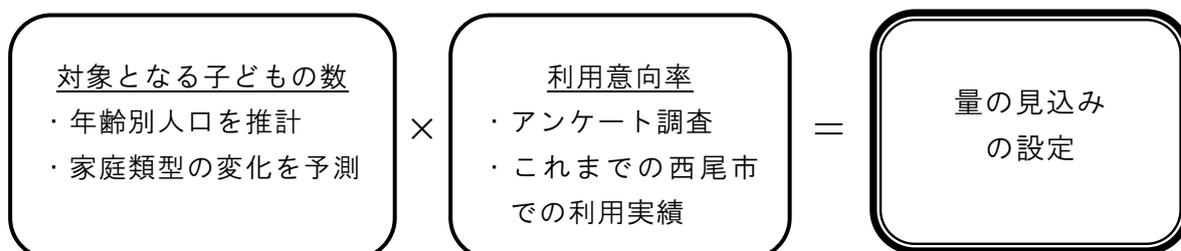
事業名（国）	事業名（西尾市）
教育・保育	保育園、認定こども園、幼稚園、認可外保育

○地域子ども・子育て支援事業

事業名（国）	事業名（西尾市）
延長保育事業	長時間保育
放課後児童健全育成事業	児童クラブ
一時預かり事業	一時保育（保育園）、預かり保育（幼稚園）
病児保育事業	病児・病後児保育
子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業（ショートステイ）
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター、サブセンター、ひろば
利用者支援に関する事業	利用者支援事業（母子保健型：子育て世代包括支援センター）
養育支援訪問事業	養育支援家庭訪問事業
乳幼児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問
妊婦健康診査	妊婦健康診査
実費徴収に係る補足給付事業	実費徴収に係る補足給付事業

ウ 量の見込みについて

量の見込みは、基本的に「対象となる子どもの数」に「利用意向率」を乗じ、これまでの「西尾市での利用実績」をふまえて算出しています。



エ 人口推計について

親世代の人口減少から、子どもの数は就学前児童から徐々に減少していく見込みです。

○全市

	(人)				
	令和2	3	4	5	6
0歳	1,279	1,272	1,262	1,265	1,257
1歳	1,361	1,343	1,336	1,326	1,328
2歳	1,422	1,390	1,371	1,366	1,356
3歳	1,482	1,441	1,405	1,389	1,384
4歳	1,603	1,504	1,461	1,426	1,410
5歳	1,563	1,616	1,516	1,474	1,439
6歳	1,668	1,576	1,628	1,528	1,486
7歳	1,633	1,685	1,592	1,645	1,543
8歳	1,701	1,636	1,685	1,594	1,647
9歳	1,776	1,712	1,644	1,695	1,604
10歳	1,667	1,788	1,723	1,655	1,707
11歳	1,772	1,678	1,800	1,735	1,667

○北部

	(人)				
	令和2	3	4	5	6
0歳	589	587	582	579	574
1歳	631	610	608	604	600
2歳	635	632	610	610	606
3歳	648	632	628	608	608
4歳	704	659	642	639	618
5歳	681	703	657	642	639
6歳	746	688	709	664	649
7歳	678	756	697	719	673
8歳	692	676	752	695	717
9歳	770	696	678	756	699
10歳	696	776	700	684	762
11歳	744	701	782	706	690

○南部

(人)

	令和2	3	4	5	6
0歳	363	361	361	366	369
1歳	392	387	385	385	390
2歳	412	405	400	398	398
3歳	445	423	415	410	408
4歳	458	452	430	422	417
5歳	456	472	466	443	435
6歳	472	460	476	469	446
7歳	448	476	464	480	473
8歳	476	450	478	466	482
9歳	480	478	452	480	468
10歳	442	484	482	455	484
11歳	487	446	488	486	459

○幡豆

(人)

	令和2	3	4	5	6
0歳	327	324	319	320	314
1歳	338	346	343	337	338
2歳	375	353	361	358	352
3歳	389	386	362	371	368
4歳	441	393	389	365	375
5歳	426	441	393	389	365
6歳	450	428	443	395	391
7歳	507	453	431	446	397
8歳	533	510	455	433	448
9歳	526	538	514	459	437
10歳	529	528	541	516	461
11歳	541	531	530	543	518

オ 家庭類型の変化の想定

家庭類型は、国の指針をふまえて算定しています。0～2歳児の保護者については、就労の下限時間を1月につき90時間に設定しています。

○全市

家庭類型	現状			希望		
	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳
ひとり親	3.4%	5.8%	5.3%	3.4%	5.8%	5.3%
フルタイム×フルタイム	43.9%	31.6%	30.0%	46.4%	34.9%	32.5%
フルタイムパートタイム×	4.0%	8.6%	18.6%	5.0%	9.3%	18.2%
フルタイム×パートタイム(短時間等)	5.0%	12.6%	25.4%	9.0%	21.2%	30.8%
専業主婦	43.6%	40.7%	20.6%	36.1%	28.6%	13.2%
他	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%

○北部

家庭類型	現状			希望		
	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳
ひとり親	4.0%	5.6%	6.4%	4.0%	5.6%	6.4%
フルタイム×フルタイム	41.2%	32.5%	29.8%	45.2%	33.0%	32.8%
フルタイムパートタイム×	4.5%	6.1%	18.7%	6.2%	8.1%	17.7%
フルタイム×パートタイム(短時間等)	6.8%	12.2%	23.4%	10.2%	23.4%	29.1%
専業主婦	43.5%	43.1%	21.7%	34.5%	29.9%	14.0%
他	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

○南部

家庭類型	現状			希望		
	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳
ひとり親	1.4%	4.2%	6.0%	1.4%	4.2%	6.0%
フルタイム×フルタイム	49.3%	33.1%	31.3%	49.3%	39.0%	33.0%
フルタイムパートタイム×	2.9%	10.2%	15.4%	2.9%	8.5%	14.8%
フルタイム×パートタイム(短時間等)	2.9%	11.0%	27.5%	7.2%	18.6%	32.4%
専業主婦	43.5%	39.8%	19.8%	39.1%	28.8%	13.7%
他	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%

○幡豆

家庭類型	現状			希望		
	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳
ひとり親	4.3%	8.0%	3.1%	4.3%	8.0%	3.1%
フルタイム×フルタイム	45.7%	29.2%	29.0%	47.1%	33.6%	31.6%
フルタイムパートタイム×	4.3%	11.5%	21.8%	2.9%	12.4%	22.3%
フルタイム×パートタイム(短時間等)	2.9%	13.3%	26.4%	8.6%	19.5%	31.6%
専業主婦	42.9%	38.1%	19.7%	37.1%	26.5%	11.4%
他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(2) 幼児期の教育・保育

①幼稚園（3～5歳児）

【量の見込み】

・1号認定 (人)

	令和2	3	4	5	6
全市	966	947	910	892	878
北部	414	406	392	385	379
南部	296	293	286	278	274
幡豆	256	248	232	229	225

・2号認定（教育ニーズ） (人)

	令和2	3	4	5	6
全市	174	171	165	160	160
北部	78	76	74	72	72
南部	50	50	49	47	47
幡豆	46	45	42	41	41

【確保の内容】（1号認定と2号認定あわせて） (人)

	令和2	3	4	5	6
全市	1,040 (-100)	1,018 (-100)	975 (-100)	952 (-100)	938 (-100)
北部	492	482	466	457	451
南部	346	343	335	325	321
幡豆	202 (-100)	193 (-100)	174 (-100)	170 (-100)	166 (-100)

※（ ）は保育園特別利用保育

【確保方策】

- ・当面、市内外の幼稚園、認定こども園、公立保育園の特別利用保育で対応します。
- ・市内の幼稚園及び認定こども園（幼稚園コース）の認可定員は1,335人で北部868人（5園）、南部267人（1園）、幡豆200人（1園）です。
- ・南部は、北部や幡豆の幼稚園の利用も想定します。幡豆の東部地域は市内の各幼稚園からやや遠方になるため、公立保育園の特別利用保育枠を100人程度設定します。

②保育園等（3～5歳児）

【量の見込み】（2号認定の保育ニーズ） (人)

	令和2	3	4	5	6
全市	3,602	3,511	3,420	3,307	3,247
北部	1,590	1,540	1,502	1,460	1,435
南部	1,027	1,023	1,007	980	958
幡豆	985	948	911	867	854

【確保の内容】（2号認定（保育ニーズ）と特別利用保育） (人)

		令和2	3	4	5	6
全市		3,702	3,611	3,520	3,407	3,347
北部		1,590	1,540	1,502	1,460	1,435
南部		1,027	1,023	1,007	980	958
幡豆	保育	985	948	911	867	854
	特別	100	100	100	100	100

【確保方策】

- ・北部13園、南部8園、幡豆16園の計37園で対応します。
- ・幡豆の保育園については需要減に対応するため、規模の見直し及び統廃合を検討します。

③保育園等（0歳児）

【量の見込み】

（人）

	令和2	3	4	5	6
全市	122	125	136	142	142
北部	77	80	86	92	92
南部	27	27	32	32	32
幡豆	18	18	18	18	18

【確保の内容】

（人）

	令和2	3	4	5	6
全市	122	125	136	142	142
特定教育・保育施設	122	125	136	142	142
特定地域型保育施設	0	0	0	0	0
北部	77	80	86	92	92
南部	27	27	32	32	32
幡豆	18	18	18	18	18

※上記の他、市内15か所に認可外保育施設があります。

【確保方策】

- ・北部14園、南部5園、幡豆6園の計25園で対応します。
- ・令和2年度に幼保連携型認定こども園西尾中央幼稚園、令和3年度の西野町保育園、令和4年度の中野郷・福地北部保育園等の建て替えに伴い、受入体制の充実を図ります。

④保育園等（1・2歳児）

【量の見込み】

（人）

	令和2	3	4	5	6
全市	779	766	759	755	753
北部	329	323	317	316	314
南部	225	222	220	219	221
幡豆	225	221	222	220	218

【確保の内容】

（人）

	令和2	3	4	5	6
全市	779	766	759	755	753
特定教育・保育施設	779	766	759	755	753
特定地域型保育施設	0	0	0	0	0
北部	329	323	317	316	314
南部	225	222	220	219	221
幡豆	225	221	222	220	218

※上記の他、市内15か所に認可外保育施設があります。

【確保方策】

- ・北部14園、南部6園、幡豆11園の計31園で対応します。
- ・令和2年度に幼保連携型認定こども園西尾中央幼稚園、令和3年度の西野町保育園、令和4年度の中野郷・福地北部保育園等の建て替えに伴い、受入体制の充実を図ります。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

① 長時間保育

通常の保育時間外に保育を行います。量の見込みは、11時間を超えて利用を希望する人数で推計しています。

【量の見込み】 (人)

	令和2	3	4	5	6
全市	180	180	180	180	180
北部	85	85	85	85	85
南部	82	82	82	82	82
幡豆	13	13	13	13	13

【確保の内容】 (人)

	令和2	3	4	5	6
全市	180	180	180	180	180
北部	85	85	85	85	85
南部	82	82	82	82	82
幡豆	13	13	13	13	13

【確保方策】

- ・北部6園、南部4園、幡豆3園の計13園で対応します。

②児童クラブ

保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の余裕教室の活用や専用室の設置によって、遊びと生活の場を提供します。

【量の見込み】

(人)

	令和2	3	4	5	6
全市	1,339	1,368	1,396	1,425	1,453
1年生	470	480	490	500	510
2年生	370	378	386	394	402
3年生	283	289	295	301	307
4年生	149	152	155	158	161
5年生	47	48	49	50	51
6年生	20	21	21	22	22
北部	614	627	640	654	666
南部	401	410	418	427	435
幡豆	324	331	338	345	352

【確保の内容】

(人)

	令和2	3	4	5	6
全市	1,339	1,368	1,396	1,425	1,453
1年生	470	480	490	500	510
2年生	370	378	386	394	402
3年生	283	289	295	301	307
4年生	149	152	155	158	161
5年生	47	48	49	50	51
6年生	20	21	21	22	22
北部	614	627	640	654	666
南部	401	410	418	427	435
幡豆	324	331	338	345	352

【確保方策】

- ・北部8校区10クラブ（民間1か所を含む）、南部6校区6クラブ、幡豆11校区11クラブで対応します。現況で各区域の受入れ可能人数は、量の見込みを上回っており、対応が可能です。
- ・各学校単位での児童クラブの定員では、一部余裕のない所もあり、利用申請状況に応じて、学校内の余裕教室の活用、校内や隣接地でのクラブ室の増設などを図ります。
- ・居住環境の改善を図るため、施設の老朽化や移転等により新たに設置する場合は、できるだけ余裕のある面積を確保します。
- ・長期休業等の短期利用による一時的な増加については、学校内の余裕教室などの活用を図り、対応します。

③一時保育・預かり保育

一時保育として、保護者の就労、出産、介護、傷病、リフレッシュなどに対応するため、保育園で一時的に保育します。預かり保育として、幼稚園等で通常の保育時間外に保育を行います。

○一時保育

【量の見込み】

(人日)

	令和2	3	4	5	6
全市	23,607	23,223	22,715	22,412	22,229
北部	10,654	10,479	10,226	10,111	10,013
南部	6,877	6,805	6,695	6,616	6,604
幡豆	6,076	5,939	5,794	5,685	5,612

【確保の内容】

(人日)

	令和2	3	4	5	6
全市	16,000 (-7,607)	20,000 (-3,223)	22,715	22,412	22,229
北部	7,221 (-3,433)	9,024 (-1,455)	10,226	10,111	10,013
南部	4,661 (-2,216)	5,861 (-944)	6,695	6,616	6,604
幡豆	4,118 (-1,958)	5,115 (-824)	5,794	5,685	5,612

【確保方策】

- ・令和2年度は、北部4園、幡豆4園の計8園で対応します。令和3年度は西野町保育園で開始します。福地北部保育園は建て替えに伴い令和2年度からの実施を見送りますが令和4年度に再開を想定します。
- ・南部で確保量が不足しますが、住んでいる区域にかかわらず利用することができるため、北部・幡豆の園で対応します。
- ・令和2年度から保育園の入園基準に係る就労時間の下限の見直し（120時間から90時間）を予定しており、その影響をふまえた利用状況を見ながら実施園の拡大について検討します。

○幼稚園等の預かり保育

【量の見込み】

(人日)

	令和2	3	4	5	6
全市	19,000	19,500	20,000	20,500	21,000
北部	8,249	8,462	8,729	8,962	9,184
南部	5,598	5,803	6,030	6,141	6,299
幡豆	5,153	5,235	5,241	5,397	5,517

【確保の内容】

(人日)

	令和2	3	4	5	6
全市	19,000	19,500	20,000	20,500	21,000
北部	8,249	8,462	8,729	8,962	9,184
南部	5,598	5,803	6,030	6,141	6,299
幡豆	5,153	5,235	5,241	5,397	5,517

【確保方策】

- ・ 公立幼稚園3園、私立幼稚園・認定こども園4園で対応します。

④病児・病後児保育

疾病、疾病の回復期の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、看護師などが一時的に預かります。

【量の見込み】

(人日)

	令和2	3	4	5	6
全市	600	600	600	600	600
北部	265	265	265	265	265
南部	174	175	176	176	177
幡豆	161	160	159	159	158

【確保の内容】

(人日)

	令和2	3	4	5	6
全市	600	600	600	600	600
北部	265	265	265	265	265
南部	174	175	176	176	177
幡豆	161	160	159	159	158

【確保方策】

- ・引き続き、中野郷保育園、エルザのいえで対応します。
- ・全保育園で、体調がすぐれない園児について、体調を丁寧に観察したり、別室で静養するなど、保育の継続に努めます。

⑤ファミリー・サポート・センター

地域の中で、「子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「子育てのお手伝いが出来る人（援助会員）」が会員となり、会員同士で子育ての相互援助活動を有償で行います。

【量の見込み】

(人日)

	令和2	3	4	5	6
全市	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
北部	680	685	688	687	695
南部	418	421	428	437	441
幡豆	402	394	384	376	364

【確保の内容】

(人日)

	令和2	3	4	5	6
全市	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
北部	680	685	688	687	695
南部	418	421	428	437	441
幡豆	402	394	384	376	364

【確保方策】

- ・会員数は令和2年1月1日時点で、依頼会員 884 人、援助会員 136 人、両方会員 103 人の計 1,123 人（北部 547 人、南部 317 人、幡豆 245 人、その他 14 人）です。会員数の増加に取り組めます。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て中の家庭で、保護者が入院や出産、育児疲れ等の理由で家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に一定の期間、施設で預かります。

【量の見込み】（※該当者が少ないため、区域は設定しません） (人日)

	令和2	3	4	5	6
全市	7	7	7	7	7

【確保の内容】 (人日)

	令和2	3	4	5	6
全市	7	7	7	7	7

【確保方策】

- ・提携している7施設で対応します。

⑦子育て支援センター、サブセンター、ひろば

子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）を対象に、子育て親子の交流、子育てなどの相談、子育て関連情報の提供、育児講座の開催等を行います。

【量の見込み】

(人日)

	令和2	3	4	5	6
全市	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
北部	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
南部	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000
幡豆	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000

【確保の内容】

(人日)

	令和2	3	4	5	6
全市	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
北部	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
南部	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000
幡豆	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000

【確保方策】

- ・北部は、子育て支援センター7か所、サブセンター2か所、ひろば1か所、計10か所で確保します。また、児童館1か所も利用できます。
- ・南部は、子育て支援センター3か所、ひろば1か所、計4か所で確保します。
- ・幡豆は、子育て支援センター1か所、ひろば2か所、計3か所で確保します。また、児童館3か所も利用できます。
- ・ひろばを子育て支援センターに、サブセンターを民間委託し、充実を図ります。
- ・なお、住んでいる区域にかかわらず、どの施設でも利用することができます。

⑧利用者支援事業（※保健センターを拠点とするため、区域は設定しません）

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする親子が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行います。

妊娠期から子育て期にある保護者とその子どもの様々な相談に応じ、必要な支援ができるよう支援プランを作成して、関係機関と協力しながら切れ目ない支援ができるようにします。

【量の見込み】 (か所)

	令和2	3	4	5	6
全市	1	1	1	1	1

【確保の内容】 (か所)

	令和2	3	4	5	6
全市	1	1	1	1	1

【確保方策】

- ・保健センター（母子保健型）で実施します。
- ・子育て支援センター、サブセンター、ひろばで相談・助言等を随時行います。

⑨養育支援家庭訪問事業（※該当者が少ないため、区域は設定しません）

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、適切な支援を行い、育児負担の軽減を図っています。

【量の見込み】 (人)

	令和2	3	4	5	6
全市	10	10	10	10	10

【確保の内容】 (人)

	令和2	3	4	5	6
全市	10	10	10	10	10

【確保方策】

- ・子育て世代包括支援センターと連携しながら、家庭児童支援課と健康課で対応します。

⑩こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭に、赤ちゃん訪問員（保健師、助産師、看護師、保育士）が育児情報の紹介、案内を持って全戸訪問します。

【量の見込み】 (人)

	令和2	3	4	5	6
全市	1,318	1,311	1,300	1,303	1,294
北部	607	605	599	596	591
南部	374	372	372	377	380
幡豆	337	334	329	330	323

【確保の内容】 (人)

	令和2	3	4	5	6
全市	1,318	1,311	1,300	1,303	1,294
北部	607	605	599	596	591
南部	374	372	372	377	380
幡豆	337	334	329	330	323

【確保方策】

- ・引き続き、健康課で対応します。

①妊婦健康診査

母子健康手帳発行時に、妊産婦健康診査の受診票をお渡しします。県内の医療機関で受診できます。

【量の見込み】

(人)

	令和2	3	4	5	6
全市	18,547	18,445	18,300	18,343	18,227
北部	8,541	8,512	8,439	8,396	8,323
南部	5,264	5,235	5,235	5,307	5,351
幡豆	4,742	4,698	4,626	4,640	4,553

【確保の内容】

(人)

	令和2	3	4	5	6
全市	18,547	18,445	18,300	18,343	18,227
北部	8,541	8,512	8,439	8,396	8,323
南部	5,264	5,235	5,235	5,307	5,351
幡豆	4,742	4,698	4,626	4,640	4,553

【確保方策】

- ・引き続き、県内の医療機関で対応します。また、県外で使用した場合は、償還払いで対応します。

⑫実費徴収に係る補足給付事業

新制度未移行幼稚園等を利用する子どもの副食費負担分について、低所得者層及び第3子以降を対象に費用の一部を補助します。

【量の見込み】 (人)

	令和2	3	4	5	6
全市	60	60	60	60	60

【確保の内容】 (人)

	令和2	3	4	5	6
全市	60	60	60	60	60

【確保方策】

- ・引き続き、保育課で対応します。

(4) 推進上の留意点

① 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

保育園・幼稚園・認定こども園の全園の園長が参加する施設長会議、幼保共通カリキュラムの活用、職員の合同研修や人事交流、行事や事業の連携を行い、すべての子どもに良質な教育・保育を提供できるように努めます。

また、発達等が気になる子どもについて保健センター、保育園・幼稚園・認定こども園、小学校などの連携を図り、途切れのない支援に取り組みます。

制度の動向・園児数・施設環境・職員の確保を見極めながら、幼保連携型認定こども園化を推進します。

② 育児休業後の教育・保育事業の円滑な利用について

母子健康手帳の交付、出生届、こんにちは赤ちゃん訪問、各種健診の際に、本市の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業などの情報提供や相談に応じます。

育児休業満了時に保育園等が確実に利用できるように、3歳未満児の保育量の確保を図るとともに、育児休業からの職場復帰の場合に入園予約を受け付けます。

③ 県との連携

児童虐待防止対策、母子家庭・父子家庭の自立支援、障がい児施策など、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する施策について、愛知県が行う施策との連携を図ります。

3 主要事業等

1 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

事業	令和6年度目標（取り組む内容）
乳児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・受診率の向上 ・未受診者の状況把握
食生活に関する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・月齢に応じた離乳食教室の実施

2 地域における乳幼児の子育て支援の推進

事業	令和6年度目標（取り組む内容）
3歳未満児保育	<ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児の定員の拡大
保育園・幼稚園等へのICT環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・登降園管理・児童記録のICT化
保育園・幼稚園等施設の建て替え・長寿命化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・西野町・中野郷・福地北部保育園等の建て替え

3 次代を担う子どもがいきいきと育つ環境づくり

事業	令和6年度目標（取り組む内容）
サポートスクール	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者数の増加
子ども食堂の運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・実施団体への支援
いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの配置 ・子どものサインの早期発見
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校区単位での定員の拡大

4 特別な支援が必要な子どもへの対応などきめ細かな取組の推進

事業	令和6年度目標（取り組む内容）
養育困難家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・養育困難家庭の把握 ・児童虐待発生時の迅速かつ適切な対応 ・児童虐待のある家庭の支援
産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none"> ・母親のセルフケア能力を育む支援
障がい児通所支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制の充実

5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

事業	令和6年度目標（取り組む内容）
児童遊園・ちびっ子広場の整備・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の要望に沿って整備
仕事・家庭・個人生活のバランスに関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの考え方や重要性の啓発
育児休業・介護休業等の制度の取得支援	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知と事例等の情報提供

○健やか親子計画に関する健康指標

	対象	平成 29 年	目標値 (令和6年度)
妊娠が分かった時「うれしかった」「予想外だったがうれしかった」と答えた人の割合	妊娠届出者	93.9%	増加
低体重児の割合	出生児	10.5%	9.6%以下
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間のある母親の割合	4か月時の親	87.2%	増加
	1歳6か月時の親	78.7%	増加
	3歳児の親	71.9%	増加
子どもを虐待していると思われる親の割合	4か月時の親	9.2%	減少
	1歳6か月時の親	24.5%	減少
	3歳児の親	42.3%	減少
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	4か月時の親	85.3%	95.0%
	1歳6か月時の親	79.5%	95.0%
	3歳児の親	78.8%	95.0%
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	4か月時の親	88.7%	95.0%
	1歳6か月時の親	91.0%	95.0%
	3歳児の親	73.4%	95.0%

第6章 資料編

資料1 西尾市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、西尾市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条第2項に規定する事項に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設置に関し、法第43条第3項に規定する事項に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に係る法第61条第7項に規定する事項に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する事。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主及び労働者
- (3) 子ども・子育て支援事業関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の定数は、20名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開する。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(作業部会の設置)

第8条 会議は、会議の補助機関として、子ども・子育て作業部会（以下「作業部会」という。）を設置することができる。

2 作業部会は、第2条に定める事項に係る必要事項の調査及び検討を行う。

3 作業部会は、部会長を子ども部子育て支援課長とし、部会員は、別に定める職員をもって充てる。

4 作業部会は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、作業部会に関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議及び作業部会の庶務は、子ども部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議及び作業部会の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

資料2 西尾市子ども・子育て会議委員名簿

1	会長	山口 亘	西尾市子ども会育成連絡協議会会計
2	副会長	半田 裕佳	子育てサークル代表
3	委員	伊藤 理絵	岡崎女子短期大学講師
4	委員	佐山 舞	保育園保護者（三和保育園父母の会会長）
5	委員	金子 哲也	幼稚園保護者（平坂幼稚園PTA会長）
6	委員	佐々木 真哉	西尾市PTA連絡協議会会長（西尾中学校PTA会長）
7	委員	松井 知代美	西尾市民生委員・児童委員協議会主任児童委員部会部長
8	委員	平田 兼久	私立幼稚園長（西尾中央幼稚園長）
9	委員	伊藤 津夜子	私立保育園長（恵保育園長）
10	委員	小嶋 隆広	西尾市小中学校校長会（吉良中学校長）
11	委員	古田 学	愛知県西三河福祉相談センター長
12	委員	山崎 克弥	西尾商工会議所副会頭
13	委員	長谷 憲央	連合愛知三河中地域協議会西尾地区連絡会議長
14	委員	石川 忠雄	西尾市医師会理事
15	委員	岡村 志保	市民委員（公募）
16	委員	柴山 友梨	
17	委員	山口 留美子	西尾市子ども部長

資料3 西尾市子ども・子育て会議開催結果

回数	日時・場所	内容
第1回	令和2年12月5日（木） 午後1時30分から 本庁舎 41会議室	・役員選任 ・西尾市の現在の子育て支援の取組みについて ・子ども・子育て支援計画について
第2回	令和2年1月23日（木） 午後1時30分から 本庁舎 41会議室	・施策について ・計画の推進に向けて
第3回	令和2年3月19日（木） 午後1時30分から 本庁舎 22会議室	・子ども・子育て支援計画（案）について

第2期 西尾市子ども・子育て支援計画

令和2年3月

編集発行 西尾市子ども部子育て支援課
〒445-8501 西尾市寄住町下田 22 番地
T E L 0563-65-2108
F A X 0563-57-1314
E-mail kosodate@city.nishio.lg.jp
